

広報

# ななか



2014. 11

No.106

\*まちなようす\*

人口	9,453人
男性	4,479人
女性	4,974人
世帯数	4,049戸

(平成26年9月末現在)



## 今月の主な内容

- 那賀町議会9月定例会 ..... P.2 ~ 6
- 平成25年度決算状況及び平成26年度財政事情報告 ..... P.7 ~ 12

- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

那賀町ホームページには携帯サイトもあります  
携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報  
など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。



平成26年9月定例会は、9月8日から24日までの17日間の会期で開かれました。

今定例会には条例の制定5件、平成26年度補正予算5件、指定管理者の指定1件、契約の案件4件、その他2件、専決処分  
の承認4件、報告10件の合計31件が提案され、請願3件、陳情  
2件、諮問1件、発議7件とともに審査がおこなわれました。

また9月11日の一般質問では、8人の議員が町政に対し一般  
質問を行いました。

### ◆ 定例会会期日程 ◆

自：平成26年9月8日  
至：平成26年9月24日

月日	曜	事 項	摘 要
8月29日	金	議会運営委員会	会期日程等打ち合わせ
9月3日	水	全員協議会開催	全員協議会
9月8日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程及び提案理由の説明 質疑 委員会付託 討論 採決
		委 員 会 開 催	台風11号災害復旧対策特別委員会 本会議散会後
9月9日	火	休 会	一般質問通告締切
9月11日	木	本 会 議	一般質問
9月16日	火	委 員 会 開 催	産業厚生常任委員会
9月17日	水	委 員 会 開 催	総務文教常任委員会
9月18日	木	委 員 会 開 催	議会改革調査特別委員会 台風11号災害復旧対策特別委員会
9月22日	月	全員協議会開催	全員協議会
9月24日	水	本 会 議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 追加提案及び提案理由の説明 質疑 討論 採決 閉会

平成26年

# 那賀町議会 9月定例会

◆町議会のように、会期中、那賀町ケー  
ブルテレビ(11ch)で生中継されています。  
また議会終了後も録画で数回放映されてい  
ますので、ぜひご覧ください。



### ◆ 一般質問通告一覧表 ◆

9月11日の一般質問における質問者と質問内容は、次のとおりです。

質問順	質 問 者	質 問 内 容
1	連記かよ子議員	台風11号、12号の災害について
		町長の3選出馬の意向について
2	大澤夫左二議員	台風水災害、被災者救済と復旧対策について
		那賀町全体の活性と地域活力のため第3セクターを中心に企業育成支援について
3	熊原廣幸議員	特別養護老人ホーム水の花荘及び相生デイサービスセンターの浸水被害に対する 支援策について
		旧那賀高校木頭分校グラウンドの撤去及び前の推砂除去について
4	清水幸助議員	8月豪雨災害について
		もみじ川温泉運営の監査請求報告について
		町創りにについて
5	山崎篤史議員	災害復興対策とまちづくり構想について
		もみじ川温泉の監査結果について
6	福永敏行議員	ダム問題について
		防災について
		もみじ川温泉決算報告について
		リーダーとしての資質について
		もみじ川温泉の赤字の原因と責任について
もみじ川温泉の今後の取り組みについて		
7	新居敏弘議員	台風11号での浸水に対する対策本部での体制、対応について
		被災者支援について
		アイビレッジ等町が分譲した土地に対する支援について
8	柏木 岳議員	雨量計の設置について
		台風12号による災害復旧と防災対策の抜本改革について
		もみじ川温泉問題について
		公営施設指定管理制度について

## ◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

提出された議案は、一部の議案を除きそれぞれの常任委員会に付託され、次のとおり議決されました。

議案番号	議案名	付託委員会	議決結果
議案第64号	那賀町木頭ゆず推進基金条例の制定について (木頭ゆず推進基金を設置する)	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第65号	那賀町あすなろ作業所条例の制定について (あすなろ作業所を設置する)	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第66号	那賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (児童福祉法に基づき基準を定めるもの)	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第67号	那賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (子ども・子育て支援法に基づき基準を定めるもの)	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第68号	那賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (児童福祉法に基づき基準を定めるもの)	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第69号	那賀町一般会計補正予算(第4号)について	各常任委員会	原案可決
	◎877,030千円 追加し、総額 11,587,045千円 とする。 (歳出の主な補正)		
	総務費・一般管理費(工作物・物品等整備評価支援業務委託料)		1,400千円
	・財産管理費(公共施設調査設計委託料)		1,821千円
	(庁舎等維持修繕工事)		2,000千円
	・企画総務費(次世代自動車インフラ整備促進事業)		▲ 2,268千円
	(EV充電器本体購入費)		2,754千円
	民生費・社会福祉総務費(臨時福祉給付金)		24,105千円
	・保育所費(一般職給料)		4,511千円
	(期末勤勉手当)		4,104千円
	(共済組合負担金)		1,046千円
	衛生費・環境衛生費(有害鳥獣駆除捕獲委託料)		12,160千円
	・医療対策費(パソコン購入費)		1,760千円
	・ごみ処理施設運営費(クリーンセンター造成実施設計業務委託料)		35,856千円
	農林水産業費・農業委員会費(農地台帳システム整備事業委託料)		2,000千円
	・農業振興費(木頭ゆずクラスター協議会補助金)		2,000千円
	(木頭ゆず推進基金積立金)		2,000千円
	・農業施設管理費(農産物加工所備品購入費)		1,653千円
	・農地費(測量設計委託料)		10,000千円
	(農道維持修繕工事)		6,500千円
(県営事業負担金)		4,000千円	
・広域営農団地農道整備事業費(県営事業負担金)		1,500千円	
・国土調査費(登記委託料)		1,610千円	
・林業振興費(吉野地区水道施設改良工事設計委託料)		3,240千円	
(吉野ビジネスセンター整備設計委託料)		23,490千円	
(吉野地区水道施設改良工事)		14,040千円	
・森林整備加速化・林業飛躍事業費(一般備品購入費)		2,009千円	
・バイオマスタウン推進事業費(地域経済循環創造事業補助金)		33,900千円	
・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費(作業道大張谷線工事)		2,500千円	
・森林管理受託センター準備室事業費(森林環境保全直接支援事業委託料)		5,450千円	
(林業担い手対策委託料)		1,634千円	
(森林環境保全直接支援事業)		38,800千円	
(森づくり支援交付金事業山林購入費)		5,000千円	
・木材利用推進住宅費(和食住宅災害補修監理業務委託料)		1,113千円	
(和食住宅災害補修工事費)		29,765千円	
・林業生産等支援事業費(作業道松ノ木線工事)		1,000千円	

議案第69号	・林道維持管理費（林道維持修繕費）	8,000千円		
	（林道維持管理委託料）	9,000千円		
	（林道維持工事費）	2,000千円		
	・県単林道事業費（林道南川線改良工事）	6,702千円		
	・県単治山事業費（入野地区治山工事）	4,502千円		
	（鮎川地区水路修繕工事）	1,200千円		
	・道整備交付金事業費（林道東川千本谷線委託料）	4,690千円		
	（林道東川千本谷線工事費）	45,312千円		
	商工費・観光施設費（施設維持修繕費）	1,250千円		
	（四季美谷温泉設備修繕工事）	5,789千円		
	土木費・土木総務費（吉野地区残土処理場用地購入費）	20,100千円		
	（吉野地区残土処理場補償費）	20,200千円		
	・残土処理場管理費（測量設計委託料）	3,792千円		
	（竹ヶ谷残土処理場管理委託料）	1,200千円		
	・下ノ内地区住宅等移転対策費（下ノ内地区町営施設等解体工事）	9,961千円		
	（公有財産購入費）	14,876千円		
	・道路維持費（町道維持修繕工事）	11,000千円		
	（町単活性化事業補助金）	5,000千円		
	・道路新設改良費（測量設計委託料）	24,041千円		
	（町道改良工事）	4,300千円		
	・河川管理費（工事請負費）	4,500千円		
	・砂防費（県単急傾斜地崩壊対策工事）	10,260千円		
	・住宅管理費（施設等修繕費）	2,500千円		
消防費・常備消防費（一般職給料）	1,207千円			
（勤勉手当）	3,557千円			
・非常備消防費（出勤手当）	1,200千円			
（消防被服費）	2,000千円			
・災害対策費（危険廃屋解体支援事業）	4,200千円			
教育費・小学校管理費（小学校施設改修費（災害））	30,000千円			
（小学校施設改修工事）	6,000千円			
（小学校備品購入費）	2,900千円			
・教育振興費（小学校教材備品購入費（災害））	2,300千円			
・公民館費（公民館改修工事）	12,388千円			
・文化財保護費（歴史民族資料館改修工事）	1,755千円			
（補償補填及び賠償金）	1,213千円			
・美術館費（美術館改修工事）	48,870千円			
・保健体育総務費（社会体育施設改修工事設計監理業務委託料）	1,623千円			
（社会体育施設改修工事）	8,149千円			
災害復旧費・林道災害復旧費（災害復旧測量設計等委託料）	4,100千円			
（林道災害復旧工事費）	182,851千円			
・耕地災害復旧費（農地災害復旧工事）	30,000千円			
・公共土木施設災害復旧費（応急工事費）	5,000千円			
その他	25,089千円			
議案第70号	平成26年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について		産業厚生 常任委員会	原案可決
	◎2,886千円 追加し、総額 1,150,798千円 とする。 （歳出の補正） 一般管理費 国庫支出金還付金			1,843千円 1,043千円
議案第71号	平成26年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について		産業厚生 常任委員会	原案可決
	◎6,848千円 追加し、総額 456,617千円 とする。 （歳出の補正） 木沢診療所一般管理費 木頭診療所一般管理費 医療用消耗材料費			2,113千円 3,495千円 1,240千円

議案第72号	平成26年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について ◎299千円 追加し、総額 1,683,196千円 とする。 (歳出の補正) 介護予防ケアマネジメント事業費 総合相談事業費 包括的、継続的ケアマネジメント事業費	産業厚生 常任委員会	原案可決  166千円 66千円 67千円
議案第73号	平成26年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第3号)について ◎1,861千円 追加し、総額 185,369千円 とする。 (歳出の補正) 一般管理費	総務文教 常任委員会	原案可決  1,861千円
議案第74号	那賀町あすなろ作業所指定管理者の指定について (指定管理者) 丹生谷心身障害者会 会長 西田 修二 (指定期間) 平成26年10月1日から平成29年3月31日まで	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第75号	工事請負契約の締結について(平成26年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事) (契約金額) 100,980,000円 (契約の相手方) 株式会社 小野組 代表取締役 小野 恭補	本会議採決	原案可決
議案第76号	事請負契約の締結について(平成26年度周波数有効利用促進事業消防救急デジタル無線整備工事) (契約金額) 281,880,000円 (契約の相手方) 株式会社 日立国際電気 四国支社 支社長 吉田 茂	本会議採決	原案可決
議案第77号	物品購入契約の締結について(平成26年度町単独那賀町消防本部資機材搬送用消防車両購入) (契約金額) 8,240,400円 (契約の相手方) 徳島ポンプ株式会社 代表取締役 菊池 薫	本会議採決	原案可決
議案第78号	物品購入契約の締結について(平成26年度電源立地地域対策交付金事業 小型動力ポンプ付積載車購入) (契約金額) 29,859,840円 (契約の相手方) 株式会社 藤島 徳島営業所 取締役所長 藤島 晴三	本会議採決	原案可決
議案第79号	町道路線の認定について (路線名) 四百場線 (起点) 那賀町延野字四百場70番2 (終点) 那賀町延野字四百場75番1	産業厚生 常任委員会	原案可決
議案第80号	和解及び損害賠償の額の決定について (損害賠償の額) 1,212,488円 (相手方) HUMANOISE PRODUCTIONS 代表 住友 紀人	本会議採決	原案可決
承認第8号	平成26年度那賀町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第15号)	各常任委員会	承認
承認第9号	平成26年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第16号)	産業厚生 常任委員会	承認
承認第10号	平成26年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第17号)	産業厚生 常任委員会	承認
承認第11号	平成26年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて(専決第18号)	総務文教 常任委員会	承認

報告第8号	平成25年度株式会社二十一わじきの経営状況について
報告第9号	平成25年度株式会社もみじ川温泉の経営状況について
報告第10号	平成25年度株式会社アイエフの経営状況について
報告第11号	平成25年度あじさい木工株式会社の経営状況について
報告第12号	平成25年度株式会社四季美谷温泉の経営状況について
報告第13号	平成25年度株式会社きとうむらの経営状況について
報告第14号	平成25年度健全化判断比率について
報告第15号	平成25年度資金不足比率について
報告第16号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について（専決第13号）
報告第17号	専決処分の報告について（平成25年度道整備交付金事業町道海川出原線改良工事 変更契約）（専決第14号）

請願第1号	「特別秘密保護法」を速やかに撤廃するよう国に意見書提出を求める請願	平成26年9月24日	不採択
請願第2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願	平成26年9月24日	採択
請願第3号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を国に求めることに関する請願	平成26年9月24日	みなし不採択

陳情第5号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について	平成26年9月24日	採択
陳情第6号	核のない平和な社会の実現を求める陳情書について	平成26年9月24日	不採択

発議第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	平成26年9月24日	原案可決
発議第10号	軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について	平成26年9月24日	原案可決
発議第11号	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者の調査を求める意見書について	平成26年9月24日	原案可決
発議第12号	町内学校及び幼稚園・保育園の統合を避け、拠点数を維持するよう求める決議について	平成26年9月24日	原案可決
発議第13号	徳島県生活再建特別支援制度の拡充に関する意見書について	平成26年9月24日	原案可決

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成26年9月8日	適任
-------	------------------	-----------	----



# 平成25年度決算状況と 平成26年度財政事情を公表します

那賀町財政事情の公表に関する条例第3条の規定に基づき、平成25年度決算の状況及び平成26年度予算にかかる財政事情を報告します。

平成26年11月1日

那賀町長 坂口 博文

本町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債(町の借金)などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年5月と11月の2回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

平成25年度一般会計決算につきましては、経費の節減合理化を図り、財政

調整基金(町の貯金)に6億円を積み増しするなど黒字決算となりました。

平成25年度普通会計の決算は、歳入が139億5,731万2千円、歳出が123億8,359万7千円で差し引き15億7,371万5千円となり、この額が26年度への繰越金となります。(明許繰越による一般財源含む)

歳入では、町税など町でまかなえる財源(自主財源)は平成24年度と比較して2,986万9千円増加し、地方交付税や国、県からの支出金で構成される依存財源が76.7%を占めており依存財源に頼っている状態です。このように、国、県に大きく依存するうえ、歳入の45.9%を占める地方交付税が前年度に比べると4.3%減少となっています。

## 普通会計の決算報告

### 歳入 139億5,731万2千円

※普通会計 = 一般会計 + ケーブルテレビ事業会計

- 地方債残高(借金)
  - …約4億円減(H24年度比)
- 基金(貯金)
  - …約16億円増(H24年度比)

#### その他の収入(5.8%)

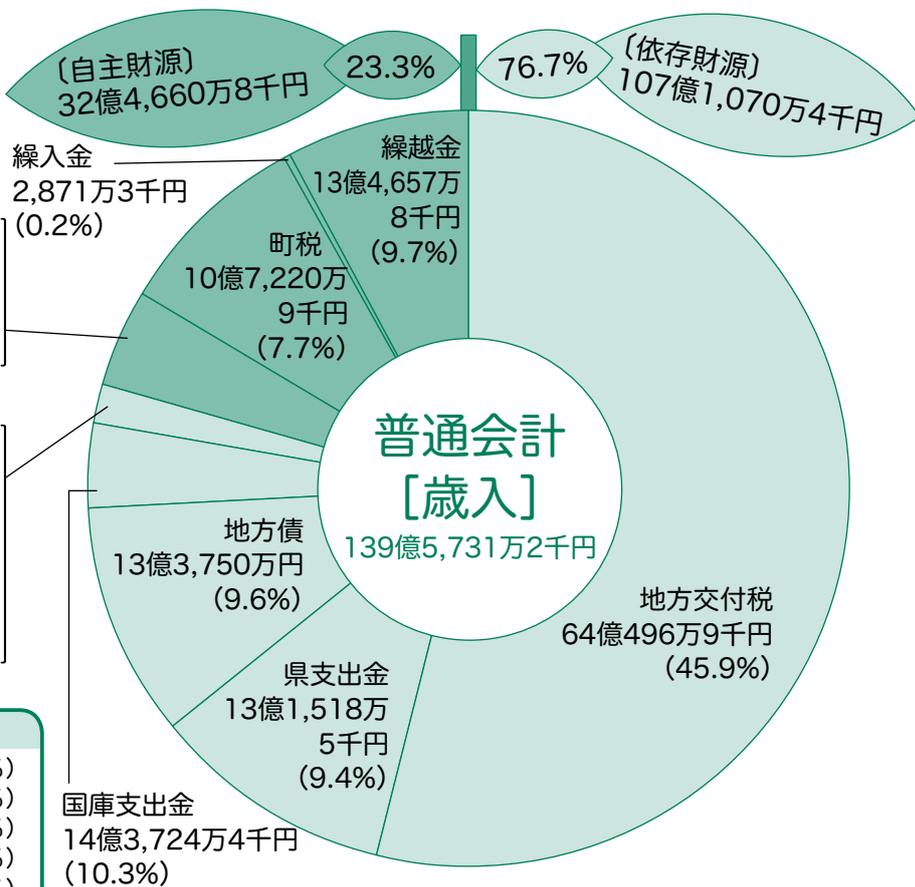
- ・使用料及び手数料 3億1,341万6千円
- ・諸収入 3億7,915万4千円
- ・分担金負担金 3,788万2千円
- ・財産収入 6,622万1千円
- ・寄付金 243万5千円

#### その他の交付金(1.4%)

- ・地方譲与税 8,916万1千円
- ・地方消費税交付金 8,063万9千円
- ・自動車取得税交付金 1,829万9千円
- ・地方特例交付金 97万4千円
- ・利子割交付金 250万3千円
- ・株式等譲渡所得割交付金 1,704万2千円
- ・配当割交付金 551万7千円
- ・交通安全対策特別交付金 167万1千円

#### 町税の内訳(10億7,220万9千円)

- ①町民税 4億4,038万4千円(41.1%)
- ②固定資産税 5億5,551万6千円(51.8%)
- ③軽自動車税 2,743万2千円(2.6%)
- ④市町村たばこ税 4,786万3千円(4.5%)
- ⑤入湯税 101万4千円(0.1%)



# 普通会計の決算報告

## 歳出 123億8,359万7千円

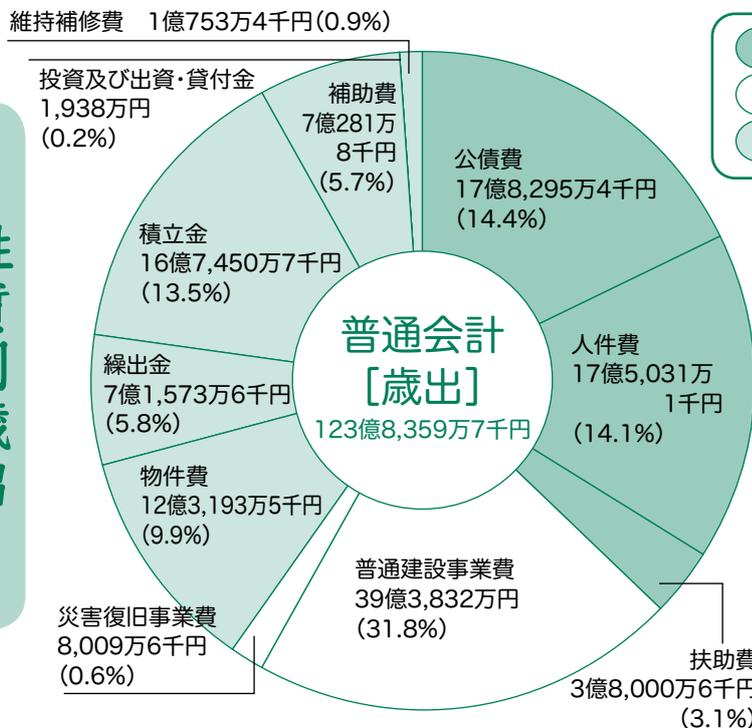
歳出では、義務的経費（公債費、人件費、扶助費）が31.6%を占め、そのうち借金の返済にあたる公債費が減少はしているものの14.4%と依然、町財政を圧迫している状況で、後年度の負担を増やさないよう普通建設事業等を厳選し、地方債の借入を年間10億円程度に抑え、毎年度10億円以上の地方債残高の減少を目標とし、公債費の削減を図っています。人件費は歳出額全体の14.1%を占め17億5,031万1千円であり、前年度に比べて2,258万1千円減少しました。普通建設事業費は歳出額全体の31.8%を占めており、この比率は徳島県下でトップクラスと考えられます。このように平成25年度においても公債費と人件費を抑制しながら、国や県の補助金を活用した公共事業などの普通建設事業を多く使い、景気対策及び地域雇用の確保に努めました。

### 目的別歳出

<b>公債費</b> <b>14.4%</b> 17億8,295万4千円 (185,338円) 町が施設、道路等整備のために借入れたお金の返済	<b>総務費</b> <b>31.5%</b> 39億487万8千円 (405,912円) 庁舎管理、人件費、ケーブルテレビの運営など	<b>農林水産業費</b> <b>13.3%</b> 16億4,511万5千円 (171,010円) 農林水産業の振興や、林道等の整備など	<b>土木費</b> <b>11.1%</b> 13億7,844万1千円 (143,289円) 道路や町営住宅の整備、維持管理など
<b>民生費</b> <b>11.6%</b> 14億3,298万5千円 (148,959円) 老人や障害者福祉、保育園の運営など	<b>災害復旧費</b> <b>0.7%</b> 8,009万6千円 (8,326円) 災害の復旧に要した経費	<b>教育費</b> <b>5.5%</b> 6億8,454万5千円 (71,159円) 幼稚園、小中学校、社会教育など	<b>消防費</b> <b>5.4%</b> 6億6,193万6千円 (68,808円) 消防団活動や海部消防組合への負担金など
<b>衛生費</b> <b>4.9%</b> 6億1,075万円 (63,488円) し尿、ごみ処理、総合健診等に要した経費など	<b>商工費</b> <b>0.9%</b> 1億1,136万6千円 (11,577円) 商工や観光に要した経費など	<b>労働費</b> <b>0.1%</b> 1,133万円 (1,178円) 失業対策費や雇用促進等の労働対策事務に要する経費など	<b>議会費</b> <b>0.6%</b> 7,920万1千円 (8,233円) 議員報酬や議会運営の経費など

注（ ）は一人当たりの額

### 性質別歳出



- 義務的経費 39億1,327万1千円(31.6%)
- 投資的経費 40億1,841万6千円(32.4%)
- その他経費 44億5,191万円(36.0%)

平成26年度からは消防本部を海部消防組合から独立させた町独自の常備消防組織を設置し、上流地区に設置の救急隊との連携により消防・救急体制の充実させ、ゴミ処理施設の改修・改築、バイオマスタウン事業の推進、簡易水道や飲料水供給施設の大規模改修、医療体制の継続的な確保など様々な懸案事項に対応していかなければなりません。町の財政は、地方交付税や各種補助金など国の施策による影響が大きく、財政状況は、なお厳しい状況が続くと予測されますが、今後においても、景気の低迷、国の施策の動向を注視し、限られた財源を重点的・効率的に配分し、行政サービスの低下を招かないよう柔軟かつ慎重な財政運営を図り、財政の健全化に努めて参りたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆町民一人あたりのお金って？

項目	平成25年度	平成24年度
町民1人当たりの税負担	11万1千円	10万7千円
町民1人当たりに使われたお金	128万7千円	113万6千円
町民1人当たりの積立金(貯金)	120万8千円	96万7千円
町民1人当たりの地方債(借金)	149万7千円	150万7千円

那賀町民1人当たりの額（平成25年度）とは、平成26年1月1日の住民基本台帳登録人口9,620人をもとに算定、換算した額になっています。

[注1] 積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計

[注2] 地方債は一般会計分

# 基金の状況報告

## 基金残高 119億2,643万5千円

～合併時持寄額と25年度末現在高～

基金名	驚 敷		相 生		上那賀		木 沢		木 頭		那賀町計		
	合併時	25年度末	合併時	25年度末	合併時	25年度末	合併時	25年度末	合併時	25年度末	合併時計	25年度末	
財政調整基金	1億6,007万7千円	—	1億9,928万4千円	—	2億4,457万7千円	—	4億2,300万円	—	1億6,856万6千円	—	11億5,538万4千円	44億981万6千円	
減債基金	1億2,000万円	—	8,593万円	—	8,019万5千円	—	2億4,849万円	—	1億9,341万7千円	—	7億2,803万2千円	23億2,298万8千円	
小計 (1)	2億8,007万7千円	—	2億8,521万4千円	—	2億8,465万2千円	—	6億7,149万円	—	3億6,198万3千円	—	18億8,341万6千円	67億3,280万4千円	
特 定 目 的 基 金	まちづくり事業基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13億1,030万9千円	
	大戸残土処理場運営基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33万6千円	
	ファガスの森高城基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210万4千円	
	美那川キャンプ村基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41万円	
	町営残土処理場運営基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	506万4千円	
	ふるさと創生基金	—	—	3,608万5千円	638万4千円	1,426万7千円	150万7千円	1億3,809万円	8,311万3千円	2億639万4千円	1億9,416万5千円	3億9,482万6千円	2億8,516万9千円
	地域福祉基金	1億1,874万円	9,120万6千円	1億2,679万円	1億3,042万7千円	7,863万3千円	8,087万8千円	1億5,990万円	1億6,355万6千円	1億250万5千円	1億481万円	5億8,656万8千円	5億7,087万7千円
	中山間ふるさと・水と土保全基金	600万円	100万円	619万3千円	637万円	642万7千円	661万3千円	610万円	628万3千円	1,000万円	1,025万4千円	3,472万円	3,052万円
	公共用施設維持基金	5,481万7千円	5,026万2千円	—	—	—	—	—	—	—	—	5,481万7千円	5,026万2千円
	鷲の里基金	1,181万8千円	643万5千円	—	—	—	—	—	—	—	—	1,181万8千円	643万5千円
	わじぎラインキャンプ村基金	410万4千円	56万3千円	—	—	—	—	—	—	—	—	410万4千円	56万3千円
	総合交流促進施設大規模修繕基金	—	—	2,501万7千円	822万7千円	—	—	—	—	—	—	2,501万7千円	822万7千円
	相生小学校教育振興基金	—	—	675万6千円	—	—	—	—	—	—	—	675万6千円	—
	体育振興基金	—	—	435万円	447万4千円	—	—	—	—	—	—	435万円	447万4千円
	木沢地域防災センター建設等基金	—	—	—	—	—	—	6億円	97万5千円	—	—	6億円	97万5千円
	ふるさと森基金	—	—	—	—	—	—	—	—	1億3,223万7千円	293万4千円	1億3,223万7千円	293万4千円
	ふるさと・環境保全基金	—	—	—	—	—	—	—	—	382万5千円	392万2千円	382万5千円	392万2千円
	公共用施設維持整備基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふるさと応援基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290万7千円
地域の元気臨時交付金基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000万円	
公共用施設維持補修基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,593万円	
那賀町町有施設整備等まちづくり基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20億1,004万6千円	
那賀町防災対策等まちづくり基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5億72万8千円	
定額運用基金	土地開発基金	4,719万4千円	8万6千円	1億5,157万6千円	1億5,596万1千円	—	—	1億6,700万円	1,085万4千円	5,253万円	4,748万7千円	4億1,830万円	2億1,438万8千円
	高額療養費貸付基金	—	—	275万7千円	—	—	—	150万円	—	—	—	425万7千円	436万円
	奨学貸付基金	2,429万3千円	—	1,175万9千円	—	424万6千円	—	216万円	—	221万7千円	—	4,467万5千円	4,411万7千円
特別会計	国民健康保険財政調整基金	5,566万3千円	—	6,119万3千円	—	4,600万円	—	1,030万円	—	1,826万7千円	—	1億9,142万3千円	560万5千円
	介護保険介護給付費準備基金	750万円	—	—	—	603万2千円	—	—	—	500万円	—	1,853万2千円	198万2千円
	簡易水道基金	—	—	—	—	3,183万円	3,098万7千円	—	—	—	—	3,183万円	3,098万7千円
丹生谷行政組合財政調整基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,450万8千円	—	
小計 (2)	3億3,012万9千円	1億4,955万2千円	4億3,247万6千円	3億1,184万3千円	1億8,742万5千円	1億1,991万8千円	10億8,506万円	2億6,478万1千円	5億3,297万5千円	3億6,357万3千円	26億256万3千円	51億9,363万1千円	
合計 (1)+(2)	6億1,020万6千円	—	7億1,769万円	—	4億7,207万7千円	—	17億5,654万円	—	8億9,495万8千円	—	44億8,597万9千円	119億2,643万5千円	

- ※ 1. 財政調整基金は一般財源として、減債基金は地方債の償還に充当する基金です。  
 2. 特定目的基金は特定の事業をおこなうための基金で、合併時旧町村で持ち寄った特定目的基金、土地開発基金、簡易水道基金は各地域の振興のために充当されています。  
 3. 奨学貸付基金には貸し付け分は入っていません。  
 4. 丹生谷行政組合財政調整基金は、那賀町財政調整基金に合算されています。

## 財政指標

経常収支比率  
72.6%

支出の中で人件費など経常的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率  
9.3%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

## 財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

(単位：㎡)

項目	土地面積	建物延面積
行政財産 (役場の庁舎や学校等)	1,646,116	162,253
普通財産 (町有林や田畑など)	9,810,341	2,523
合計	11,456,457	164,776

項目	25年度末
出資金 (株四季美谷温泉他)	8,636万円
出資による権利 (財徳島県林業労働対策基金他)	2,477万5千円
債権 (株ぎとうむら他)	6億9,818万8千円

## 地方債(借金)の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金。

内 訳	25年度末	24年度末
一般会計	143億9,940万5千円	146億5,601万9千円
特別会計 (簡易水道、集落排水、診療所)	14億4,616万6千円	15億6,230万9千円
企業会計 (工業用水、病院)	6億3,717万2千円	6億7,854万2千円
合計	164億8,274万3千円	168億9,687万円

## 基金(貯金)の現在高

基金＝特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。

内 訳	25年度末	24年度末
財政調整基金	44億981万6千円	38億155万6千円
減債基金	23億2,298万8千円	21億1,838万5千円
特定目的基金	48億9,219万2千円	40億5,338万1千円
定額運用基金 (奨学貸付基金の貸付分除く)	2億6,286万5千円	2億6,272万3千円
合計	118億8,786万1千円	102億3,604万5千円

## 一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

## 特別会計と企業会計の決算報告

平成25年度

### 特別会計

事業名	歳入	歳出	差引
国民健康保険事業	11億5,729万円	10億9,538万4千円	6,190万6千円
国民健康保険診療所事業	9億6,381万1千円	3億9,157万円	5億7,224万1千円
介護保険事業(介護サービス事業を含む)	16億1,710万1千円	15億7,463万円	4,247万1千円
後期高齢者医療会計	1億5,363万円	1億5,115万円	248万円
集落排水事業	1億9,853万7千円	1億3,753万3千円	6,100万4千円
簡易水道事業	3億3,795万8千円	1億105万1千円	2億3,690万7千円
財産区事業	566万1千円	29万8千円	536万3千円

### 企業会計

事業名	収入	支出	差引	
工業用水事業	収益的	2,995万1千円	2,145万9千円	849万2千円
	資本的	1,000万円	3,509万8千円	△2,509万8千円
上那賀病院事業	収益的	5億6,393万4千円	6億529万3千円	△4,135万9千円
	資本的	8,615万9千円	8,615万9千円	—

◎ 収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支  
※ 不足分は留保資金で補填

# 財政事情のお知らせをします

平成26年度

平成26年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。（9月30日現在）

## 一般会計

歳 入			歳 出		
款	予算現額	収入済額	款	予算現額	支出済額
町 税	9億3,661万6千円	7億6,379万2千円	議 会 費	8,708万円	4,556万9千円
地 方 譲 与 税	8,360万円	2,409万8千円	総 務 費	21億5,693万9千円	7億3,575万3千円
利 子 割 交 付 金	251万8千円	85万7千円	民 生 費	21億315万3千円	7億2,736万2千円
配 当 割 交 付 金	296万7千円	170万8千円	衛 生 費	9億4,094万5千円	2億3,089万6千円
株式等譲渡所得割交付金	523万8千円	0円	農 林 水 産 業 費	23億362万9千円	4億1,444万4千円
地方消費税交付金	7,913万5千円	5,390万円	商 工 費	1億5,123万円	7,884万7千円
自動車取得税交付金	1,712万4千円	225万円	土 木 費	14億7,558万1千円	3億7,426万7千円
地方特例交付金	100万円	77万3千円	消 防 費	8億7,268万6千円	3億293万3千円
地 方 交 付 税	57億6,927万1千円	41億1,534万5千円	教 育 費	9億9,639万7千円	3億5,068万8千円
交通安全対策特別交付金	100万円	72万5千円	災 害 復 旧 費	3億1,788万1千円	3,788万2千円
分担金及び負担金	9,373万7千円	1,655万4千円	公 債 費	17億7,277万6千円	88億742万8千円
使用料及び手数料	2億2,123万2千円	8,224万5千円	予 備 費	3,000万円	
国 庫 支 出 金	9億2,621万7千円	1億82万1千円			
県 支 出 金	18億1,895万3千円	4,826万5千円			
財 産 収 入	9,840万1千円	1,115万6千円			
寄 付 金	230万2千円	378万8千円			
繰 入 金	11,994万1千円	0円			
繰 越 金	7億1,325万9千円	15億3,121万7千円			
諸 収 入	2億7,958万6千円	3,396万1千円			
町 債	20億3,620万円	0円			
合 計	132億829万7千円	67億9,147万2千円	合 計	132億829万7千円	41億8,606万8千円

※合計は9月末予算117億2,189万2千円に繰越明許費14億8,640万5千円を反映させた金額です。

## 特別会計

会 計 名	歳 入		歳 出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	11億5,079万8千円	5億2,679万2千円	11億5,079万8千円	4億3,093万9千円
国民健康保険診療所事業特別会計	4億5,661万7千円	7億283万4千円	4億5,661万7千円	1億8,134万7千円
介護保険事業特別会計	16億8,319万6千円	6億8,803万8千円	16億8,319万6千円	6億9,777万2千円
後期高齢者医療特別会計	1億7,350万7千円	3,760万6千円	1億7,350万7千円	2,431万8千円
簡易水道事業特別会計	1億5,157万6千円	2億7,080万3千円	1億5,157万6千円	4,967万5千円
集落排水事業特別会計	1億5,013万2千円	1億2,741万6千円	1億5,013万2千円	5,350万7千円
ケーブルテレビ事業特別会計	1億8,536万9千円	9,212万8千円	1億8,536万9千円	4,911万9千円
財産区事業特別会計	44万6千円	536万3千円	44万6千円	20万円

## 企業会計

会 計 名		収 入		支 出	
		予 定 額	収入済額	予 定 額	支出済額
工業用水道事業会計	収 益 的	3,079万3千円	1,539万1千円	3,079万3千円	436万5千円
	資 本 的	3,600万円	3,600万円	5,677万8千円	2,349万6千円
上那賀病院事業会計	収 益 的	6億3,366万円	2億889万3千円	6億5,025万9千円	2億9,502万8千円
	資 本 的	4,310万1千円	1,550万5千円	4,410万2千円	1,905万5千円

※各会計とも一時借入金はありません。

平成25年度決算に基づく  
健全化判断比率及び  
資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」)が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民のみならず公表することが義務付けられました。

健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営の健全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の財政指標の公表は平成19年度決算からで、財政健全化計画等策定の義務付けは平成20年度決算からの適用となっております。

那賀町の平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については9.3%(平成24年度11.3%)となっております。公債費の縮減を図るため、平成19年度から21年度において高利率債の補償金免除繰上償還を行うとともに、普通建設事業を厳選し新規地方債発行額を毎年度10億円程度に抑制しており、比率は毎年改善の方向に向かっています。今後においても、事業の計画的な執行を行い、借入と償還とのバランスをとりながら地方債残高を減少させ、実質公債費比率のさらなる改善に努めます。

1. 健全化判断比率 ※対象となる比率がない(=赤字がない)場合は、「-」で表記しています。

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那賀町	- %	- %	9.3%	- %
早期健全化基準(※1)	13.90%	18.90%	25.0%	350.0%
財政再生基準(※2)	20.00%	30.00%	35.0%	



◆那賀町の  
実質公債費比率の推移

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18.3%	15.7%	13.7%	11.3%	9.3%

年々財政改善しています。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	- %	20.0%
上那賀病院事業会計	- %	
簡易水道事業会計	- %	
集落排水事業会計	- %	

※対象となる比率がない(=赤字がない)場合は、「-」で表記しています。

**実質赤字比率** …… 一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合  

$$\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (7,450,730千円)}}$$

◎標準財政規模 …… 地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模  

$$\text{標準財政規模 (7,450,730千円)} = \text{標準税収入額等 (1,322,071千円)} + \text{普通交付税額 (5,748,948千円)} + \text{臨時財政対策債発行可能額 (379,711千円)}$$

**連結実質赤字比率** …… 全会計(財産区事業会計は除く)の実質赤字が標準財政規模に占める割合  

$$\text{連結実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (7,450,730千円)}}$$

**実質公債費比率** …… 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合  

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} (9.3\%) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

**将来負担比率** …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合  

$$\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額 (17,608,262千円)} - \text{充当可能財源等 (24,747,765千円)}}{\text{標準財政規模 (7,450,730千円)}}$$

**資金不足比率** …… 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合  

$$\text{資金不足比率} (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(6) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

区 分	部 門	職員数			対前年増減数	
		平成24年	平成25年	平成26年	平25	平26
一般行政部門	議 会	2	2	2	0	0
	総 務	61	64	48	3	▲16
	税 務	6	6	7	0	1
	民 生	58	58	59	0	1
	衛 生	34	34	32	0	▲2
	労 働	0	0	0	0	0
	農林水産	16	17	17	1	0
	商 工	3	3	3	0	0
	土 木	10	10	11	0	1
小 計	190	194	179	4	▲15	
特別行政部門	教 育	34	33	31	▲1	▲2
	消 防	0	0	32	0	32
	小 計	34	33	63	▲1	30
公営企業等会計部門	病 院	54	54	55	0	1
	水 道	0	0	0	0	0
	その他	5	4	4	▲1	0
	小 計	59	58	59	▲1	1
合 計	283	285	301	2	16	

※職員数は、各年度の4月1日現在定員管理調査に基づき算出しています。  
 たゞし、町長、副町長、教育長、再任用(短時間勤務)は、除いています。  
 ※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算) (単位：千円)

区 分	平成25年3月31日 住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
平成25年度	9,726	12,383,597	1,207,812	1,750,311	14.1

※人件費には、議員、委員等報酬、特別職に支給される給料及び市町村職員  
 共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算) (単位：千円)

区 分	職員数 A	給 与 費			1人当たり給与 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 B		
平成26年度	243人	902,048	154,094	327,378	1,383,520	5,693

※給与費は、平成26年度一般会計予算書に計上された数値です。

(3) ラスパイレス指数

年 度	各年4月1日現在
H22	96.3
H23	95.5
H24	104.1(96.1)
H25	104.1(96.1)
H26	未定

※ラスパイレス指数とは、  
 国家公務員の給与水準  
 を100とした場合の地方  
 公務員の給与水準を  
 示す指数を言います。  
 ※( )は、給与特例法  
 の措置がなかった場合  
 の参考値

(4) 職員の平均給与額 (単位：円)

会計年度	職種区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成25年度	一般行政職	42.0	315,226	363,492
	医師職	38.2	408,650	1,004,400
	技能労務職	48.7	280,947	298,070
平成26年度	一般行政職	43.7	329,053	383,727
	医師職	39.1	412,400	993,270
	技能労務職	48.7	279,215	297,605

※平均給料月額とは、各年度の4月1日現在における各職種ごとの職員の基  
 本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、地域手当、  
 住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当などの諸手当の額を合計したものです。  
 ※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により算出したものです。

(5) 初任給基準 (単位：千円)

職種区分	試験の種類	学歴免許等	級 号俸	給料月額
一般行政職	上級	大学卒	1-25	172,200
		短大3卒	1-19	158,700
	中級	短大2卒	1-15	152,800
		高校卒	1-5	140,100
技能労務職	技能職 労務職	高校卒	1-13	133,100
		高校卒	1-1	121,600

# 人事行政の運営等の 状況の公表



「那賀町人事行政の運営等の状況の公表  
 に関する条例」に基づき、その概要を  
 公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数 (単位：人)

区 分	平成25年 4月1日 職員数	平成25年4月2日以降 採用者数	平成25年4月2日以降 退職者数	平成26年 4月1日 採用者数	再任用者数 ( )はうち 短時間	区分間の 異動 者数	平成26年 4月1日 職員数	備 考
本 庁 等	227		9	7	2 (1)	▲17	210	
病院診療所等	58	3	6	4	1		60	
消 防	0			15		17	32	
合計職員数	285	3	15	26	3 (1)	0	302	

(2) 職員の採用状況 (単位：人)

採用年月日	職 種	男	女	合計	備 考
平成25年 4月1日	行政職	5	2	7	新採7(保育士、救急隊含む)
	医療職	2	0	2	医師2
	技能労務職	0	0	0	
計		7	2	9	
平成25年 4月16日	行政職	0	1	0	新採1(看護師)
	医療職	0	0	0	
	技能労務職	0	0	0	
計		0	1	0	
平成26年 1月1日	行政職	0	1	1	新採1(理学療法士)
	医療職	0	0	0	
	技能労務職	0	0	0	
計		0	1	1	
平成26年 3月1日	行政職	0	1	1	新採1(看護師)
	医療職	0	0	0	
	技能労務職	0	0	0	
計		0	1	1	
平成26年 4月1日	行政職	18	5	23	新採13(保育士2薬剤師1含む) 割愛15(消防)
	医療職	3	0	3	医師3
	技能労務職	0	0	0	
計		21	5	26	

(3) 再任用の状況 (単位：人)

採用年月日	職 種	男	女	合計	備 考
平成25年度	採用なし				

(4) 職員の退職状況 (単位：人)

退職年度	職 種	男	女	合計	備 考
平成24年度中	定年退職	1	5	6	
	勸奨退職	2	0	2	
	普通退職(自己都合)等	4	1	5	医師含む
計		7	6	13	
平成25年度中	定年退職	5	3	8	
	勸奨退職	2	1	3	
	普通退職(自己都合)等	2	2	4	医師含む
計		9	6	15	

(5) 部局別職員数 (単位：人)

部局別	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	条例に定める職員定数 平成26年4月1日現在
町長の事務部局	248	236	240
議会の事務部局	2	2	3
教育委員会の事務部局	33	32	40
農業委員会の事務部局	1	1	1
監査委員の事務部局	1	1	3
消防職員	0	32	35
合計職員数	285	304	322

地域手当	医師に支給（給料+管理職手当+扶養手当）×0.10		
初任給調整手当	採用1年目から35年以内の医師に支給 月額410,900円以内		
退職手当	勤続年数	事由	
		自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	21.62月分	27.0250月分
	勤続25年	30.82月分	36.5700月分
	勤続35年	43.70月分	52.4400月分
	最高限度	52.44月分	52.4400月分
※定年前早期退職時 退職手当の基礎となる額に2%から最大で30%の加算があります。			

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

### (8) 特別職の報酬等の状況

平成25年度の状況は次のとおりです。(単位:円)

区分	給料月額等		
給料	町長	723,000	
	副町長	578,400	
	教育長	532,500	
報酬	議長	255,900	
	副議長	218,100	
	議員	182,000	
期末手当	町長	6月期	1.225月
	副町長	12月期	1.375月
	教育長	合計	2.600月
	議長	6月期	1.225月
	副議長	12月期	1.375月
	議員	合計	2.600月
※給料又は報酬月額の15%が期末手当の基礎額に加算されます。			
退職手当	町長	在職1ヶ月につき43.50/100	
	副町長	在職1ヶ月につき25.75/100	
	教育長	在職1ヶ月につき20.00/100	
※退職手当の支給時期は任期満了時又は退職時です。			

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

## 3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況

平成25年度

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

※平成25年度の1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。町民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減等の目的で、勤務時間を振替して、勤務時間帯をずらしたり、交代で勤務するなど、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります。

### (2) 休暇制度の概要 (平成25年4月1日現在)

○年次休暇 1年に付最高20日間付与され、残日数は翌年に繰り越すことが出来ます。

○傷病休暇 療養のため勤務しないことが、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間。

○特別休暇

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数まで、必要と認める期間
7 分べん休暇	その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
11 父母、配偶者又は子の祭日休暇	2日以内
12 夏期休暇	5日以内
13 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
14 住居減失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
15 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
16 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況

級区分	標準的な職務の内容	平成26年4月1日現在		平成25年4月1日	
		職員数	構成比(%)	職員数	構成比(%)
6	参事・困難な業務を処理する課長	27	19.2	30	19.0
5	課長・主幹・課長補佐	39	27.7	33	20.9
4	主査・困難な業務を分掌する係長	34	24.1	37	23.4
3	係長・主任・特に経験を必要とする業務を行う主事	25	17.7	27	17.1
2	経験を必要とする業務を行う主事	4	2.8	3	1.9
1	主事・主事補・技師補	12	8.5	28	17.7
合計		141	100.0	158	100.0

※那賀町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を示しています。各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により抜粋したものです。

### (7) 職員手当の状況 制度の状況 (平成26年4月1日現在)

手当の種類	支給内容等											
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 月13,000円</li> <li>配偶者以外 月6,500円</li> <li>配偶者がいない場合1人目月11,000円、2人目から月6,500円</li> <li>特定期間の加算 子のうち15歳から22歳の者は、5,000円加算</li> </ul>											
通勤手当	通勤のために自動車等を使用し、距離片道2キロメートル以上の者に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2kmから6kmまで 4,200円</li> <li>6kmから10kmまで 6,000円 ※以上4km毎に段階的に2,500円から2,800円増額</li> <li>10kmから14kmまで 8,400円</li> </ul>											
住居手当	居住するための住宅を借り受け、使用料を支払っている場合に支給する。 <table border="1"> <tr> <th>家賃額(月)</th> <th>住居手当支給額(月)</th> </tr> <tr> <td>23,000円以下</td> <td>→家賃額-12,000円</td> </tr> <tr> <td>23,000円超55,000円未満</td> <td>→(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円</td> </tr> <tr> <td>55,000円以上</td> <td>→27,000円</td> </tr> </table>				家賃額(月)	住居手当支給額(月)	23,000円以下	→家賃額-12,000円	23,000円超55,000円未満	→(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円	55,000円以上	→27,000円
家賃額(月)	住居手当支給額(月)											
23,000円以下	→家賃額-12,000円											
23,000円超55,000円未満	→(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円											
55,000円以上	→27,000円											
管理職手当	職区分	職務の級	区分	管理職手当額								
	行政職	6級	参事	49,400円								
			課長	職に応じて30,000円から40,000円								
		5級	課長	職に応じて25,000円から30,000円								
課長補佐			23,500円									
4級	課長補佐	21,200円										
医療職	職務の級と職に応じて給料月額5%から30%を支給する。											
時間外勤務手当等	時間外勤務の種類		時間外勤務手当1時間の算出=給料の時間単価×下記の支給割合									
	勤務日の時間外勤務		100分の125									
	勤務日の時間外勤務(月60時間超過)		100分の150									
	土曜日等の時間外勤務		100分の135									
	土曜日等の時間外勤務(月60時間超過)		100分の150									
	午後10時から翌日午前5時までの勤務		上記の率にそれぞれ100分の25を加算									
宿日直手当等	宿・日直一回につき											
	本庁、支所	4,200円										
	医師	15,000円										
	看護師	8,000円										
期末勤労手当	支給時期	期末手当支給月数	勤労手当支給月数									
	6月期	1.225月	0.675月									
	12月期	1.375月	0.675月									
	1年間計	2.600月	1.350月									
※役職により給料月額の5~15%が手当基礎額に加算されます。												
特殊勤務手当	名称		算定方法	支給割合又は月額								
	医師	病院長・診療所長	給料月額と扶養手当月額を加算した額に右記に掲げる支給割合を乗じて算定する	30%以内								
		医長・所長補佐		15%以内								
		医師臨床手当		10%以内								
		医師危険手当		5%以内								
		医師放射線手当		5%以内								
	看護師	医師時間外勤務時間診療業務従事手当	毎月定額	月額105,000円以内								
		主任看護師	毎月定額	月額5,000円								
	看護師危険手当	月額3,000円										
	その他	放射線技師	毎月定額	月額5,000円								
		薬剤師		月額3,000円								
		理学療法士		月額3,000円								
		作業療法士		月額3,000円								
管理栄養士		月額3,000円										
検査技師		月額3,000円										

○ 外部研修

研修の内容		受講者数(人)
一般研修	新規採用職員	6
	職員Ⅰ	
	職員Ⅱ	
	係長級	1
	課長補佐級	1
	課長級	
特別研修	パソコン研修	1
	事例で学ぶ民法講座	1
	メンター（新人職員指導者）養成講座	1
	簿記講座	5（うち監査委員1）
	契約事務講座	4
	地方公営企業法改正対応研修	3
	困難クレーム対応研修	1
	法政執務講座	3
	情報技術支援講座	1
	教養講座（21世紀の環境とエネルギー）	1
	労働安全衛生研修	1
定住自立圏共生 ビジョン取組事業	職員コンプライアンス研修	3
	接遇研修	3
	合計	36

(2) 平成25年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき（年齢55歳未満）	4号給昇給

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合と人間ドックを受診した場合は3年に1回、受診経費の一部を助成しています。

平成25年度受診者数

区分	受診者数(人)	備考
人間ドック（脳ドック含む）	139	
健康診断	132	医療機関受診人数

8. 競争試験及び選考の状況

平成25年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者数

区分	受験者数			合格者数		
	うち男性	うち女性		うち男性	うち女性	
保育士	8	1	7	2	0	2
看護師	1	0	1	1	0	1
理学療法士	1	0	1	1	0	1
薬剤師	1	0	0	1	1	0
事務	25	13	12	5	2	3
合計	36	15	21	10	3	7

選考による採用はありません。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度措置要求はありません。

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度該当ありません。

17 生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし2日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
18 リフレッシュ休暇	連続する3日以内（勤務年数4年経過以降5年毎に取得することができる）
19 小学校就学前の子の看護休暇	5日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
20 短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）

○介護休暇 介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、連続する2週間以上6月の期間内において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。

○育児休業 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

(3) 休暇等の取得の状況

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの 年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均 11.8日
平成25年度介護休暇の取得者数	0人
平成25年度育児休業の取得者数	9人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。平成25年度分限処分はありません。（単位：人）

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1 勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2 心身の故障のため	0	0	0	0	0
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。平成25年度の懲戒処分はありません。（単位：人）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

5. サービスの状況

(1) 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1. 研修を受ける場合
2. 人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

(2) 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。平成25年度の訓告等は、ありません。（単位：人）

措置事由	訓告	嚴重注意	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0
合計	0	0	0

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 平成25年度の研修の状況は次のとおりです。

○ 内部研修

研修の内容	受講者数(人)
那賀町職員研修 合併10年那賀町の歩みと今後の政策課題について 地域おこし協力隊活動について	214

# 平成26年8月台風11号による災害被害とその対応について

7月29日に南太平洋で発生し、8月10日に四国に上陸した台風11号は、本町に多大な被害をもたらしました。ここで改めて台風11号による本町での災害被害の状況、またその後の復旧対応についてまとめました。

## 1. 被害状況の概要

### (1) 住家等の被害

被災住家数等

(住家被害調査による数値：9月24日現在) 非居宅除く

	鶯敷地区	相生地区	上那賀地区	木沢地区	木頭地区	計
全壊	4世帯					4世帯
大規模半壊	23世帯		1世帯			24世帯
半壊	121世帯	2世帯	3世帯	1世帯	6世帯	133世帯
床上浸水	53世帯				13世帯	66世帯
床下浸水	62世帯	7世帯	1世帯			70世帯
計	263世帯	9世帯	5世帯	1世帯	19世帯	297世帯



### (2) 住家以外の被害

#### ○公共施設（建物、設備等）

- ・ 鶯敷地区：鶯敷小学校（床上浸水）他17施設が被災
- ・ 相生地区：水の花荘併設デイサービスセンター（床上浸水）他4施設が被災
- ・ 上那賀地区：上那賀西体育館（床上浸水）他2施設が被災
- ・ 木沢地区：高城山総合案内施設（一部損傷）他1施設が被災
- ・ 木頭地区：旧那賀高木頭分校施設（床上浸水）他2施設が被災

#### ○公共土木施設等の被害額

- 町道等公共土木施設の被害 約 83,000千円
- 林道等の被害 約200,000千円
- 農地農道等の被害 約 89,000千円



## 2. 那賀町の対応状況

町としての対応状況を時系列に沿って追っていきます。

### ○台風11号到来時

8月	時刻	鶯敷地区	相生地区	上那賀地区	木沢地区	木頭地区
8日		【役場体制】所要職員 台風11号警戒のため、夜間待機（警戒配備1号配備）				
9日	18:45				土砂災害警戒情報発表	土砂災害警戒情報発表
	18:50				避難勧告 290世帯 610人	避難勧告 654世帯 1,308人
	21:20			土砂災害警戒情報発表		
		【役場体制】特別警戒配備(2号配備)				
	21:30			避難勧告 778世帯 1,661人		
10日	0:45	土砂災害警戒情報発表	土砂災害警戒情報発表			
	0:50	避難勧告 827世帯 2,145人	避難勧告 1,102世帯 2,819人			
	1:40	【役場体制】鶯敷、木頭地区浸水のおそれ 災害対策本部設置 非常配備(3号配備)				
	1:50					避難指示 (川切地区) 35世帯 61人
	2:10	避難指示 (町東地区) 86世帯 231人				
	4:30	避難指示 (八幡原地区) (南川地区) (北地地区) (小仁宇地区) (阿井地区) 計288世帯 638人				

## ○復旧対応状況

8月10日(日) 未明	・豪雨による浸水被害発生。町、消防署及び消防団等による対応、避難の誘導等 ・建物等への浸水被害等が発生したが人的被害は無し
10日(日) 午後	・鷲敷地区では、消防団による浸水した道路等の洗浄作業を開始 ・避難者への食事提供を開始
11日(月)	・町、消防団、建設事業者等により被災世帯からの災害廃棄物の搬出と集積を開始 ・役場裏の町民グラウンド跡地に集積 ・被害状況の調査開始、浸水各戸の消毒等を開始 ・社会福祉協議会によるボランティアセンター立ち上げ
12日(火)	・被害調査、食事提供、廃棄物の収集と集積継続、集積場を大塚工業団地にも拡大 ・消毒等継続して実施 *内閣府調査団の視察
14日(木)	・徳島県、生活再建特別支援制度の適用発表（過去の制度の拡充） ・県と町の負担の協調により、住家の補修、生活用品購入等への支援
15日(金)	・町長、県知事に「県生活再建特別支援制度」について住民負担の軽減と事業者等へのさらなる支援を依頼 ・被災者に対して、「町からのお知らせ（第1号）」を個別配布
16日(土)	・廃棄物の収集と集積に加えて、集積場から廃棄物の搬出を開始
18日(月)	・災害復旧本部設置、これにより（災害対策から災害復旧へ） ・災害支援金の募集決定、今後の災害復旧対策についての方針協議 ・町からの見舞金及び日赤からの救助物資の配布開始 ・被災者の生活再建等の相談受付を開始
19日(火)	・災害支援金の募集開始（農協、ゆうちょ銀行、徳島銀行、阿波銀行） ・現金書留の場合手数料を無料とした
25日(日)	・住家被害2次調査を開始 ・被災者に対して、「町からのお知らせ（第2号）」を個別配布
26日(月)	・徳島県、那賀町に対する生活再建特別支援制度の拡充を含む特別措置を発表
9月16日(日)	・生活再建特別支援制度の申請受付開始

## ○避難所の開設

各地域において避難所を開設した

8月10日の避難者の数値です。（最大値）

	鷲敷地区	相生地区	上那賀地区	木沢地区	木頭地区	合計
世帯数	116	3	50	26	72	267
人数	238	19	69	39	127	492

## ○食事の提供

- ・8月10日から17日まで、被災者に対して食事の提供を実施（1日最大225食を提供）しました。
- ・8月19日から28日まで、対象を高齢者等に限定し、食事の提供を実施（1日50食程度）しました。

## ○ボランティア、各種団体、企業、自治体等の支援

社会福祉協議会によりボランティアセンターが設置され、そのコーディネイトにより8月11日から8月24日までの間に各被災者に向けてボランティアが派遣されました。

この14日間に延べ約1,300人のボランティアの方に、各戸の災害廃棄物搬出等に対し支援活動を実施して頂き非常に助かりました。

社会福祉協議会などの各種団体、企業などのほか、県内自治体、徳島県、鳥取県、京都府などの府県自治体からも職員をボランティアとして派遣していただきました。

## ○支援物資

日本赤十字社徳島県支部をはじめとして、延べ44の町内外の各種団体、企業、個人、自治体の皆様からたくさんの支援物資をいただきました。頂いた品目は多岐にわたり、非常用の飲料水、簡易食料品、お米など、また生活必需品の毛布、トイレトーパー、石けん、タオルなどの他、廃棄物撤去作業に必要な車両、重機、人員等の無償提供もしていただきました。これらの物品、資機材の提供は被災地の復旧に欠かせない物ばかりであり、非常に有り難く大変助かりました。

## ○義援金（支援金）

各種団体、企業、個人、自治体などから多くの浄財が寄せられております。

平成26年9月30日現在 **481件 21,802,082円**

多くの皆さんから温かいご支援を頂き、深く感謝申し上げます。

頂いた支援金は、被災された方への支援のために、有効に活用させていただきます。

### 3. 那賀町に対する各種制度の適用

災害救助法の適用	平成26年8月9日(土)付
被災者生活再建支援法の適用	平成26年8月9日(土)付
徳島県生活再建特別支援制度の適用	平成26年8月14日(木)付
徳島県生活再建特別支援制度その他の拡充	平成26年8月26日(火)付

### 4. 復旧に向けての対策

#### ○専決予算による対応

(専決予算規模は約7億円、内約4億円が災害救助や住家補修等への支援となる生活再建支援金  
これらの財源の内一般財源は2.8億円)

○生活再建支援について県の制度に町独自の拡充(床下浸水被害への支援)等を加えた支援制度を制定。被災者の経済負担を軽減するため県と協議し一部前払い方式も導入

○上記の基礎となる住家の被害認定については専門事業者に委託し2次調査を行った。

2次調査の目的・精度の高い住家被害認定を行う必要があること

- ・公平な住家被害認定を行う必要があること
- ・被害の内容を精査して、少しでも上位の被害程度を確保し、住民への支援額の拡大につなげる。
- ・国や県の制度への適用や財政支援についての的確な資料とする。

○町営住宅被災者への対応として修繕期間中の代替住宅を確保

個人持ち家住宅者の補修期間中の仮住居の確保

○被災した児童、生徒等へ学用品の支給

○高齢者、障がい者等、食事調達困難者への食事提供の実施

○町税や各種手数料、使用料などの減免

○特別養護老人ホーム入所者の一部を福祉避難所として受入

○農林業被害等事業被害への支援策については、関係機関と協議して実施するとともに、町単独の支援策も実施

○その他、国、県の制度に適用されない災害事例に対する支援についても、町単独での支援策を実施

○公共施設の被害調査と復旧工事の実施

○その他

被災者支援と災害復旧、今後の防災対策については、国や県への必要な支援要望を行うとともに、町議会と協議しながら、必要な対策を迅速に進める。

今回の災害対応の反省点を生かして今後も想定される災害への対策を進める。

最後になりますが、この度の台風災害に際しまして町内外の個人、企業、団体、また自治体の皆様からお見舞いや激励、ボランティア支援、支援金、救援物資など心温まる数々のご支援を賜りましたこと、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。



8月29日(金)驚敷中央公民館において、台風11号の浸水被害にあわれた方を対象に食事会が開催され、約70名の方が来場されました。

「青年団として何か出来ることはないかと考え、食事会を企画しました。ご賛同くださり、ご協力いただいた関係者の皆様には、大変お世話になり感謝しています。」と日下青年団長。

この企画に賛同した町内外の方々から提供された多くの米・野菜・果物といった食材は、ヘルスメイト(食生活改善推進員)の皆様らの協力により、おいしく調理されました。台風以降、弁当など偏った食生活の方も多く、野菜中心で薄味の料理や汁物は大変好評だったそうです。

また、翌30日(土)には同公民館で那賀町婦人会驚敷支部主催による食事会を開催。野菜のかきあげやかぼちゃの煮付けなど、全9品目のあたたかなお手製料理150食が用意されました。



那賀町  
青年団  
驚敷支部

那賀町  
婦人会  
驚敷支部

食事会を  
開催しました



## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

### 控除証明書専用ダイヤル

（平成26年11月4日～平成27年3月16日）

TEL 0570-058-555（ナビダイヤル）

050 から始まる電話からおかけになる場合は

TEL 03-6700-1144

\*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

\*TEL 03-6700-1144 の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月～12月中に納めた保険料全額です。（過去の年度分や追納・後納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

那賀町商工会からのお知らせ

### 移動販売車によるコミュニティセンターでの販売を始めました！

今月は  
11月26日(水)です

この度、那賀町商工会では買い物弱者対策として平野・西納地区を対象とした移動販売車を使ったコミュニティセンターでの販売を始めました。毎月最終週の水曜日、食品・衣料・菓子の3社が販売します。お近くの方は、こぞってご利用下さい。

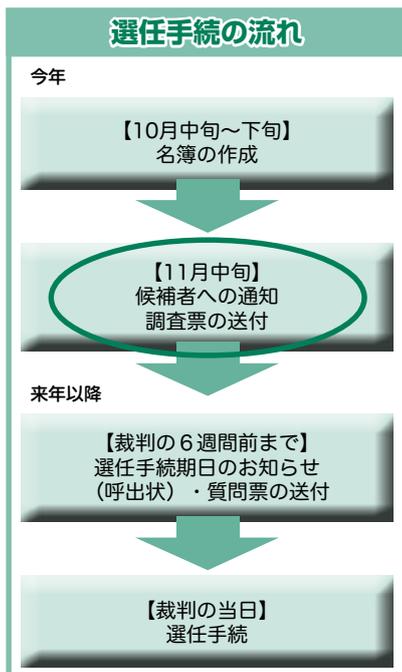
時 間	午前10時～11時	午前11時30分～12時30分
場 所	旧平野小学校1階	もみじ川ふれあい館

# 裁判員制度 まもなく名簿記載通知を発送します！

## ☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成27年の名簿に登録される人数は、全国で23万3,800人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約445人に1人）。



## ☆裁判員候補者名簿記載通知について

平成27年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成28年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所は、こちらのウェブサイトよりどうぞ

## もう、チェックした？

徳島県 **最低賃金**



**679** 円時間額

平成26年10月1日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

お問い合わせ先  
徳島労働局労働基準部賃金室 ☎088-652-9165  
又は最寄りの労働基準監督署まで

## 標準営業約款制度（Sマーク）を ご存じですか

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。



厚生労働大臣認可

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店のお店選びはSマーク登録店で！

公益財団法人 徳島県生活衛生営業指導センター

TEL 088-623-7400

# 汚泥発酵肥料の年間引渡計画について

汚泥発酵肥料は、年間約1,600袋（月間約130袋）の生産量を見込んでいます。当分の間、下記の引渡計画により利用希望者に引渡します。平成25年8月に案内した申込受付では、引渡予定世帯数を大幅に超えています。従って、年間10袋以内の利用者には、毎年6月期と12月期に5袋ずつ引渡する計画ですが、予定数量以上はお渡しできませんので、あらかじめ在庫の確認をしてから受取に来てください。また、年間30袋の利用者についても生産量は限られていますので、予定していた引渡の月でもお休みすることがあります。

※なお、受取に來られなかった月は、受取の必要がなくなった月であると判断させていただきます。

月	年間引渡数量 (1世帯あたり)	引渡世帯数	引渡条件
1月	3袋	50世帯	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">年間30袋以内の利用者</div> 月の生産量は、約130袋です。引渡数量が不足する月は、受取数を調整（減少）又は、休みとします。
2月	3袋		
3月	3袋		
4月	3袋		
5月	3袋		
6月	休み		
7月	3袋		
8月	3袋		
9月	3袋		
10月	3袋		
11月	3袋		
12月	休み		
合計	30袋	50世帯	
6月	5袋	50世帯	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">年間10袋以内の利用者</div> 生産量が限られているので、在庫確認をして下さい。
12月	5袋		
合計	10袋	50世帯	

【お問い合わせ先】 那賀町衛生センター Tel 66-0710 / IP 電話 050-8805-8500

## 税務署からのお知らせ

### 「税を考える週間」 11月11日(火)～11月17日(月)

平成26年のテーマは  
「税の役割と税務署の仕事」です。

災害により被害を受けた皆様へ

風水害等の災害により、被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法の雑損控除又は災害減免法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減を受けられる場合があります。

詳しい内容については、税務署へご相談ください。

なお、国税に関する一般的なご相談については、自動音声案内の「1」番を選択していただければ、国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

阿南税務署 TEL 0884-22-0414  
国税庁ホームページ www.nta.go.jp

## 住民票の方書き記載が始まっています

那賀町では、平成24年5月1日以降に転入・転居等で集合住宅（アパート・マンション等）に住所を異動された方の住民票の住所欄に方書きを記載しています。番地までの表示では、集合住宅にお住まいの方に郵便物が正確にお届けできないことがあるため、アパートやマンションなどの集合住宅の名称、居室の番号などを住民票などに記載するものです。

※平成24年5月1日以前に転入・転居された方については、記載されていません。方書き記載を希望される方は、申請いただくことにより記載することができます。

〈変更の例〉

現 行：那賀町和食郷字南川104番地1

変更後：那賀町和食郷字南川104番地1

○○アパート△△号

〈申請方法〉

運転免許証、パスポートなど本人確認書類を持って住民課又は各支所で申請してください。なお、同じ世帯でない人が申請をされる場合は、委任状が必要です。

住民基本台帳カードを登録されている人は、住民基本台帳カードもご持参ください。この変更により、公的個人認証の電子証明書が失効することはありません。

【お問い合わせ先】那賀町役場 住民課 ☎62-1194

【1月は児童虐待防止推進月間です】

# 児童虐待について

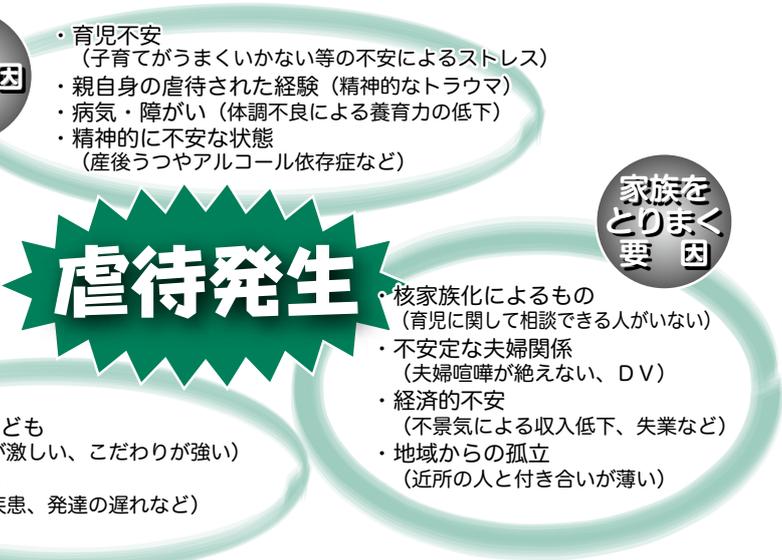
つい最近もニュースで、幼い子どもが両親から虐待を受け、命の危険にさらされるといった事件がありました。虐待により幼い命が絶たれる事件が後を絶ちません。虐待で死亡した子どものほとんどが乳幼児でした。その事件の加害者の七割が実父母だったそうです。せっかく自分達に授かった尊い命をなぜ・・・

虐待の要因には、下図のような様々な理由があげられます。でも、本当は誰だっつよい子育てをしたかと思ってしまうはずですよ。

虐待の中には、真面目で几帳面な母親が一生懸命頑張つて頑張りつくした結果、行き詰まって、子どもに手を上げてしまつケースも少なくありません。育児は、受験勉強のように努力しただけ成績が上がるというものではなく周囲からの賞賛もないのです。追い詰められた母親に「母親だから、しっかりとこなさい」と励ますことは、さらに追い詰めることになるのです。

下図のようなさまざまな事がきっかけとなり、保護者自身に「ゆとり」がなくなると、少しの事でもイライラして、つい叱りすぎたり、感情的になったり、悪循環を繰り返してしまつこともあります。子どもにも「人格」があるように、なかなか親の思い通りに行かなくて当たり前なのですが・・・。「言うことを聞かない」「じっとできない」「等、ついイライラしてしまふ感情的になった」という経験はありませんか？「こいつは」「聞かない」「じっとしない」「行動の中には」「じっとしたくても自分では抑えることができない」「聞かない」ではなく「聞けない」場合もあります。次々と目に入った刺激にすぐ反応してしまふ「じっとできない」「行動になってしまつたり、少しの音でも気がなつて、そちらに興味がい

てしまい「話がきけない」という行動になったり、次々たたくさんの事を言われると覚えきれないため忘れてしまい、「聞いてない」と言われたり「聞けない」「じっとできない」原因も様々あります。人間は誰でも「特性」があり、耳で聞くことは苦手だけど、絵や目で見ると分かる子。反対に絵で見ても分からぬ子が、説明を加えると分かる子。感覚が上手く伝わらず、人にも自分にも荒つっぽい行動をしてしまつ子。逆に感覚が過敏すぎて少しの刺激にも怖く感じてしまつ子。人それぞれ「特性」が違います。この「特



性」が強く大きい場合は、本人も保護者もどうしていいのかわからず、悩んでいるかもしれませぬ。こうした場合、早く「特性」を知り、その「特性」に応じた関わり方をする事でイライラした気持ちが楽になったり、育児にゆとりができたります。子どもの発達や特性等について心配な場合は、相生保健センター等へご相談ください。

## 子育て・・・

子育て中は、誰しも色々な事で悩んだり、落ち込んだりしながらも、子どもの成長を願つて、日々生活していると思います。

子どもを一人の人間として「育てる」と言うことは、とても大変なことです。大変なことだからこそ、喜びも大きいと思います。誰でもみんな一生懸命、子どもを育てているのです。「それでいいんだよ」「だいたいようだよ」「よく頑張つてるね」「体に気をつけてね」など、悩んだとき、迷ったとき、そつと手を差しのべてくれたり、声をかけてくれることで救われる事も多いと思います。

また、声をかけてもらつたり、話を聴いてもらえるだけで、自信を持つて子どもを育てる事ができるのではないかと思います。悩んだとき、迷ったときは一人で抱え込まないで、周りに相談してください。

### 虐待相談窓口

- ▶ 那賀町役場健康福祉課  
☎ 0884-62-1141
  - ▶ 南部児童相談所  
☎ 0884-22-7130
- \* 秘密は厳守します。

### 子育てや発達等の相談

- ▶ 那賀町相生保健センター  
☎ 0884-62-3892
- \* 秘密は厳守します。

### 発達のことについての相談窓口

- ▶ 発達障害者総合支援センター (ハナミズキ)  
☎ 0885-34-9001
- \* 秘密は厳守します。

## インフルエンザ予防接種の助成についてお知らせします

【指定期間】平成26年11月1日(土)～平成27年1月31日(土)

### 【高齢者等の皆さまへの助成】

- 対象者：以下の①又は②に該当する方
    - ①那賀町に住所登録し、接種日に満65歳に到達している方。
    - ②那賀町に住所登録し、60～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがあり、かかりつけ医により接種対象とみなされ、接種を本人が希望する方。
- ※必ず、『すこやか手帳』を持参してください。  
すこやか手帳は役場各支所窓口にて発行しています。  
(1人1冊。初回発行無料、再発行は200円必要)
- 助成額：1,800円(1回限り)  
※接種費用3,600円から助成額を差し引いた額が自己負担。

### 【13歳未満のお子さんへの助成】

- 対象者：以下の①と②を満たす方
  - ①那賀町に住所登録されている、13歳未満の方。  
(インフルエンザを2回接種する方)
  - ②2回とも同じ指定医療機関で接種する方。
- 助成額：2回目 1,800円(1回目は助成はありません。)
- 助成の受け方  
1回目の接種時に、指定医療機関窓口で申請書及び委任状(様式第1号)をもらっておいてください。2回目接種時、申請書及び委任状を提出し、予防接種を受け、接種費用から助成金額(1,800円)を差し引いた額をお支払ください。

### 指定医療機関一覧

わだ内科：62-3311  
山本医院(予約不要)  
：62-3577  
日野谷診療所：62-0073  
上那賀病院：66-0211  
木沢診療所：65-2409  
木頭診療所：68-2102  
北川診療所：69-2201

※受付時間内に、事前に予約をしてください。

ワクチンがなくなり次第  
接種の受付は終了します。  
お早めどうぞ。

インフルエンザ予防接種の助成  
に関するお問い合わせは・・・  
相生保健センター  
Tel 62-3892まで

### 徳島県からのお知らせ

#### 青年就農給付金「準備型」に係る 給付対象研修生募集について

徳島県では、就農を目指して、農業研修を受けられる方に研修の間、年間150万円を最長2年間給付する「青年就農給付金(準備型)」の研修生を募集しています。

##### 【募集期間】

10月31日(金)から11月28日(金)まで  
給付の条件など、詳しくはお問合せください。

##### 【問い合わせ先】

徳島県立農林水産総合技術支援センター  
経営推進課 ☎088-621-2427

#### 青年就農給付金「経営開始型」に係る 給付対象者募集について

徳島県では、新たに農業を始められる方を対象に年間150万円を最長5年間給付する「青年就農給付金(経営開始型)」の給付対象者を募集しています。

##### 【募集期間】

平成26年10月31日(金)から11月28日(金)まで  
※給付の条件など、詳しくは就農予定地の各市町村  
の新規就農相談窓口へお問合せ下さい。



赤ひげ便り第2弾です。今回は食道癌という病気について少し詳しくお話しします。

上那賀病院院長 鬼頭 秀樹

## 飲酒・喫煙と食道癌

最近相次いで、多くの人々から愛された芸能人や歌舞伎役者の方が食道癌で亡くなりました。いずれも、自分の思い通りの人生を豪快に生き抜いた方々でした。これらの人に共通しているのは、酒やたばこをこよなく愛していたという点です。食道癌は膀胱癌と同様に治りにくい癌ですが、飲酒や喫煙により非常にかかりやすくなる癌でもあります。飲酒と喫煙の両方の習慣のある人はどちらもしない人と比べて10倍も食道癌になりやすく、特に大量の飲酒をするヘビースモーカーでは30倍以上になると言われています。言い換えれば飲酒や喫煙をやめることにより食道癌をかなりの確率で予防できるという事になります。

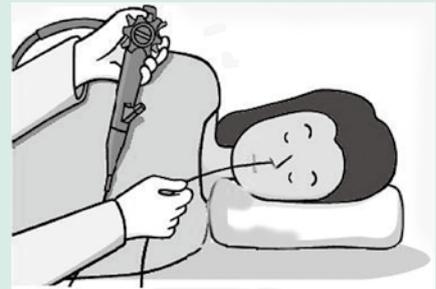
## 食道癌の治療

食道癌を確実に治すための治療法は現在のところ、癌を完全に切り取ることです。放射線治療や抗癌剤治療は手術前に癌細胞を減らしておくため、または手術後に取り残した癌細胞を抑えるため、あるいは手術を受けることが出来ない人のために行う治療です。初期の段階で発見できれば、胃カメラで食道の粘膜を切り取るだけで治りますが、少し遅れると首、胸、お腹の3か所から食道と周囲のリンパ節を切り取る手術が必要になります。最近では腹腔鏡や胸腔鏡を用いて小さな傷で切除できるようになりましたが、それでも体には大きな負担になります。このような大手術を乗り越えて、我々に夢を送り続けてくれている方々に、サザンの桑田佳祐さんや指揮者の小沢征爾さんがおられます。

## 食道癌の早期発見と予防

食道癌の初期症状は食物を飲み込む時の違和感や引っかかるような感じ、しみるような感じで、このような症状のある人は直ちに胃カメラを受ける必要があります。しかし確実に治るような初期の段階で発見するためには、症状の無いうちに少なくとも1年に1回は検診としての胃カメラを受けることが必要です。

最も重要なことはタバコをやめ、お酒を控えることです。どうしてもやめられない人は、上那賀病院または日野谷診療所の禁煙外来を受診して、1年に1回の胃カメラも受けるようにして下さい。今は細い鼻からの胃カメラで、とても楽に検査ができるようになっています。



12月1日  
「世界エイズデー」

## 「エイズ相談・検査」のお知らせ

12月1日の「世界エイズデー」に合わせて、阿南保健所ではエイズ夜間検査を実施することになりました。検査結果は、採血後、約30分でお伝えできます。

日 時：平成26年12月1日（月）  
午後5時～午後7時  
場 所：南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）  
阿南保健所（阿南市領家町野神319）  
費 用：無料

※事前申込み不要、匿名で実施します。  
上記以外にも、毎週火曜日、午前11時から正午までエイズ検査を行っています。  
お問い合わせ：南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）  
阿南保健所 健康増進担当  
電 話 0884-28-9874

# 11月～12月は 県税・市町村税の 「県下一斉徴収強化月間」 です

【お問い合わせ先】  
役場税務課 ☎62-1182

## ●財産調査とは？

- ・勤務先への給与照会
- ・土地家屋、自動車の所有状況調査
- ・金融機関での預貯金調査
- ・生命保険の契約状況照会 など

## ●徳島滞納整理機構との連携

町では、納税意思がないと判断された場合や滞納額が高額な場合など、徴収困難な案件を「徳島滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差し押さえを行っています。

町税の納め忘れはありませんか。11月～12月の2カ月間は徳島県下一斉徴収強化月間で、徳島県と県内市町村は、連携して徴収対策を強化します。

皆さんに納付いただいている町税は、住みよいまちづくりを支える貴重な財源です。町では、税負担の公平性を保つために、何の事情もなく未納になっている方に対し、国税徴収法に基づき滞納処分を行います。

町税を滞納したまま放置すると、法律に基づき延滞金の徴収や強制的に財産の差し押さえを行うこととなりますので、納期限内に納付されますようお願いいたします。

## ●差押処分とは？

土地・家屋、勤務先からの給与、預貯金や自動車、生命保険の解約返戻金を差し押さえします。納付約束を守らない方で悪質な場合は、自宅を捜索し、家財などの差し押さえを行います。差し押さえは、滞納者の意思にかかわらず強制的に執行されます。

## ●納税相談

病気、失業などで納税が困難である場合、必ず税務課に相談してください。

## ケーブルテレビ課からのお知らせ

# テレビ和歌山の地デジ放送開始のお知らせ

平成26年12月1日よりテレビ和歌山の地上デジタル放送を開始する予定です

Q 料金は？

A ケーブルテレビ加入者であれば基本料金のみでご視聴いただけます

Q テレビ和歌山を見るにはどうすればいいの？

A チャンネルを再設定します

テレビ和歌山を視聴するには、【チャンネル設定】が必要です。お使いのテレビまたはチューナーで設定してください。チャンネル設定をするには、地域選択が必要となります。地域は【徳島県】となります。

※地域選択が適正でないとチャンネル配列などが異なる場合がございます。

※地上デジタル放送のみ放送となります。デジアナ変換放送はありません。

## 【チャンネル設定】とは

受信チャンネルを設定するものです。放送を受信するためには必ず必要です。

テレビのメーカーによって「初期スキャン」「かんたん設置設定」など呼び方が異なります。

### 『チャンネル設定の操作例』

1. リモコンの「メニュー」ボタンなど設定に関するボタンを押します。

●テレビの操作方法は、メーカーや年式によって異なります。

それらをすべて那賀町ケーブルテレビで把握することは業務上困難です。

付属の説明書をご覧になるか、お買い求めの電気店にお問い合わせ下さい。

●その他ご不明な点は那賀町ケーブルテレビまでご相談ください。

2. 「チャンネル設定」「放送受信設定」など、チャンネル設定の項目を選びます。

3. 地域設定で「徳島県」「お住まいの郵便番号」などを設定します。

4. 自動チャンネル設定を選択し「初期スキャン」または「再スキャン」を行います。

5. 放送チャンネルが設定されます。

※ ご使用のテレビによって操作方法が異なりますので、詳しくは取扱説明書をご覧ください。

## デジアナ変換サービスの終了について

現在行っています地上デジタル放送の「デジアナ変換サービス」は平成27年3月上旬に終了する予定です。従来のアナログテレビではテレビ放送を視聴できなくなりますので、早めの対策をお願いします。

なお、デジタルテレビをお持ちでない方で、住民税非課税の方には地デジチューナーを配布しております。詳しくはケーブルテレビまでお問い合わせください。

那賀町ケーブルテレビ ☎0884-64-1123/IP 050-8803-4444

# 第4回「那賀町を愛する心」弁論大会出場者 学校リーダー研修報告

8月6日(水)	北淡震災記念公園・太陽公園・あべのハルカス (大阪泊)
8月7日(木)	インスタントラーメン発明記念館 大阪国際空港・京都水族館 (京都泊)
8月8日(金)	おたべ本館・京都国際マンガミュージアム 人と防災未来センター

平成26年2月23日(日)、日野谷友愛館にて開催されました「第4回那賀町を愛する心少年の主張弁論大会」に出場した小学生を対象に二泊三日(8月6日～8日)の学校リーダー研修を左記の日程で実施しました。参加者14名の感想文を紹介いたします。



鷺敷小学校 五年 西村 美里

私が一番心に残ったのは、インスタントラーメン記念館です。ラーメンを作る体験では二人一組で作りますが、私はやすちゃん組になりました。二人で協力してラーメンを作ったので、より仲良くなれたと思います。その他、ホテルでは助け合って過ごすことができました。また、今年の十月に陸上があるのでもう一度、他の学校の子と会えると思います。最後にお世話をしてくださった教育委員会のみなさんありがとうございました。

鷺敷小学校 五年 北谷 亜香里

十四人の友達と四人の教育委員会の人で、リーダー研修に行きました。こんな研修は初めてだったので、ドキドキしましたが、とても楽しかったです。一番よかったのは、あべのハルカスで、日本一高いビルからの夜景は、とてもきれいでした。勉強になったのは、北淡震災記念公園で、地震でずれた地面を見て、災害のこわさが分かりました。それと、三日間ほかの小学校の子と仲良くなれて、友達になれたのがよかったです。また会いたいです。

鷺敷小学校 五年 小林 樹里

私は、二泊三日でいろいろな所に行きました。楽しかったのは、京都水族館・おたべ本館・インスタントラーメン発明記念館・ホテル・帰りのバスです。他の学校の子と友達になっていっぱい話をし、楽しかったです。太陽公園も楽しかったです。

たです。石のエリアでは、万里の長城に登りました。城のエリアでは、いろいろなトリックアートでいっぱい写真を撮って、すごく楽しかったです。あべのハルカスでは、大阪城も見えて、高かったです。

鷺敷小学校 六年 福富 彩乃

私は、北淡震災記念公園が一番印象に残りました。震災の時の大変さやひどさが写真から伝わってきました。研修旅行から帰って二日後私も台風のため避難しました。何も持たずに避難したので、防災グッズを準備していたらよかったと思いました。記念公園で学んだ事、今回体験した事が無だにならないように私は家族と避難ルートの確認や何を持って逃げるかを話し合いました。災害がおきた時のためにどのように備え行動するかが大切だと、あらためて考えさせられた研修旅行でした。

相生小学校 六年 和田 成也

一番印象的な場所はあべのハルカスです。一瞬で展望台に着き、色とりどりの



夜景が美しいのに感動しました。伝統産業体験では、ものづくりのおもしろさや工夫することの大切さを勉強しました。淡路や大阪での防災や震災の体験は、少しわかりました。忘れないように伝えていくことが大事だと思います。三日間の研修で新しい友達ができました。たくさんの人に支えてもらったことに感謝して、もつとがんばりたいです。

相生小学校 五年 坂口 真央

私は、二泊三日のリーダー研修で初めてのところばかり行くことができました。過去をふり返る所だったり、友達と助け合ったりする所がありました。ねる時には話したことのない子や一度あったことのある子とおもしろい話をたくさんしました。

私にとってこの二泊三日はとてもきちょうな時間であり、人生に一度しかない時間だったので、ずっと心の中にしまっておきたいです。

相生小学校 六年 中野 孝太郎

ぼくが、一番楽しかったところは、あべのハルカスです。あべのハルカスでは、おみやげを買ったり、最上階までいって外の風景を見たりしました。夜になると、いろんな所がきれいに光っていました。ぼくは、タワーみたいな物を見たり、写真をとったりして楽しみました。おみやげではあべのベアというくまのぬいぐるみを買いました。それは、妹にあげました。楽しかったのでまた行きたいです。

相生小学校 六年 瀧 萌亜

わたしは、このリーダー研修に行つて、おもしろかったところが二つあります。

一つ目は、太陽公園の城のエリアです、いろいろなおポーズでいっぱい写真を撮ると、ふしぎな写真がたくさんとれました。

二つ目は、京都国際マンガミュージアムです。中に入ると、思い出のマーニールがあります。自由行動のとき、わたしは少女マンガのところに行つておもしろそうなマンガを探すとたくさんあつてすぐまよいました。でも全部で四冊読めたので、楽しくなりました。

このリーダー研修に行くのと皆さんの友達ができたと、いろいろな場所でもみんなと楽しくできたのでよかったです。

桜谷小学校 六年 前田 アユカ

八月六日から八日までのリーダー研修で、いちばん心に残った場所は、インスタントラーメン発明記念館です。実際に、インスタントラーメンを作りました。とても難しかったけど、出来上がりのインスタントラーメンは、とてもおいしかったです。私は、人生で一度しかできない、体験だと思いました。

また、他の学校の友達ともいっぱい話ができました。新しい友達もたくさんでき、心に残るすばらしい思い出となりました。

平谷小学校 五年 露口 寧葉

私が研しゅう旅行で楽しかったのは、あべのハルカスです。

エレベーターで地上約三百メートルまで一気に上がりました。地上約三百メートルは、すごく高かったです。夜だったので夜景がとてもきれいでした。大阪じょうがうつすら見えました。リーダー研しゅうでまなんだことを、生活の中で生かしていきたいと思います。

平谷小学校 六年 中泉 紗姫

八月六日、七日、八日とリーダー研修へ行きました。この三日間でいろいろな体験をしました。その中でも一番心に残っているのは、インスタントラーメン発明記念館で実際にチキンラーメンを作ったことです。生地をこねるところからふるづめまでやりました。パッケージも自分でデザインできました。うまくできました。とても心に残る研修でした。この研修で学んだことをこれからの生活に生かしていきたいと思います。

北川小学校 六年 前浦 光紀

それはそれは初めての高さでした。あべのハルカスの名はあまり聞きませんでした。とても高く足がちよつとすくみました。もう一つの思い出にのこったのは友達との交流です。ぼくは、一番話をしたのは和田せいやくんです。リーダー研修で思ったことは、世界は広いなと思いました。すばらしい機会をあたえてくれて感じます。

木頭小学校 六年 細川 遼

ぼくがリーダー研修で一番心に残った場所は、北淡震災記念公園です。この公

園では、阪神淡路大震災について、その様子や発生した時間など詳しく知ることができました。写真や映像を見ると、当時の苦しい、悲しい気持ちがよく伝わってきました。

今回のリーダー研修では、いろいろな施設を見学したり、話を聞いたりしてとても勉強になりました。これからの生活の中で学習したことを生かしていきたいと思います。

木頭小学校 五年 佐々木 大奨

ぼくがリーダー研修で一番心に残ったことは、インスタントラーメン発明記念館で一からチキンラーメンを作ったことです。実際にめんをあげる所を見られたのが、すごくおもしろかったです。記念館では、めんを作る時にできる切れはしも食べさせてもらいました。できたのめんはとてもおいしかったです。その他にも、あべのハルカスで見た夜景も心に残っています。楽しかった思い出をわすれずに、これからも生活をがんばっていききたいと思います。



## 女子学童軟式野球 全国大会

# 全国優勝を町長に報告

女子学童軟式野球の全国大会（8月開催）で優勝した徳島県選抜チームに、鷲敷レッズ少年野球部から参加した福永理乃さん（鷲敷小6年）、柏木柚さん（同4年）、湯浅ひまりさん（同4年）。3名は10月2日に役場を訪問し町長に優勝報告を行いました。

これは日本野球機構などが主催する「NPBガールズトーナメント2014」という大会で、全国35都道府県より36チームが出場して徳島県選抜は昨年の3位に続いて今年は見事全国優勝を果たしました。特に6年生の福永さんは全試合フル出場して、準決勝でタイムリーヒットを放つなど優勝に貢献しました。

3名は表賞状とメダルを胸に町長に報告を行った後、このすばらしい経験をこれからの野球や、学校生活に生かしていきたいと元気に豊富を語ってくれました。



# 協力隊通信 Vol.12

このページは、地域おこし協力隊員の活動や取り組みを紹介していくページです。

今月は9月の活動報告です



## 新保拓海 隊員 (まちづくり推進担当)

主な活動内容

- ・FMびざん『ぐるぐる漫遊記』に出演。那賀町をPR
- ・富山県立大学生がもんでこい丹生谷を視察調査。対応

全国の過疎地域自立活性化優良事例団体に贈られる「全国過疎地域自立促進連盟会長賞」をもんでこい丹生谷運営委員会が受賞することになり、さっそく富山県立大学の大学院生達が那賀町に視察・調査に訪れました。今後、那賀町に視察に訪れる人が増えることが想定されますので、那賀町の良さや現状をしっかりと伝えていくことができる様に用意をしています。

## 橋本里穂 隊員 (観光資源発掘担当)

主な活動内容

- ・「きさわ鹿の森ジビエフェスタ」準備
- ・「森artなか2014」野外展示物制作

9月は2つのイベントに向けて準備を行いました。ジビエフェスタは台風の為延期となりましたが、そのお知らせをする中で多くの方の協力があった事をかえって実感する事になりました。私には「助け合い」や「付き合い」という事に対して重荷に感じたり、恐いと思う気持ちがありますが、今回多くの方の協力で触れて嬉しく感じた時に、助け合いというのは実は自然な事であり、別に恐さを感じる必要の無い事なのだと思うようになりました。

## 桑高仁志 隊員 (山村資源創造担当)

主な活動内容

- ・首都圏学生インターンプログラムの企画、実施(8/16~9/7)
- ・地区敬老会への出演 (with杉の娘楽校)
- ・10月各種イベント打合せ (鹿の森ジビエフェスタ、ナカまつり、地区運動会)
- ・ツーリズムEXPOジャパンでの木沢特産品PR販売 (インターン生)

9月前半は、「学生インターンシップの受入」と「地区敬老会への出演 (杉の娘楽校)」

9月後半は、四季美谷温泉の「ジビエフェスタ」に企画協力させて頂きました。また、インターン生と協力し「木沢特産品のPR販売」を東京で実施してもらいました。



インターン生による物産販売

## 細貝 旬 隊員 (農林資源振興担当)

主な活動内容

- ・龍谷大学インターンシップ受け入れ
- ・炭焼き
- ・北川小学校共楽運動会
- ・北川農村舞台
- ・くるく協力

9月初旬は、京都の龍谷大学から4名が木頭地区を訪れ、山間部の様々な暮らしの体験を行いました。自分自身、学生時代にこちらに滞在した経験が現在につながっているため、大学生を一定期間地域に呼び込むということが、学生と地域の双方に何らかのメリットを与えるということを再認識しました。那賀町に住み、一年半がたち、協力隊の任期も折り返し地点にきました。これからは残りの任期をどれだけ地域のために使えるかということ、自身の進路を見据えて活動していこうと思います。

## 辻井稔喜 隊員 (都市交流推進担当)

主な活動内容

- ・那賀町小水力利用推進協議会参加
- ・「阿波木偶箱廻し公演」準備手伝い
- ・北川農村舞台準備手伝い

「阿波木偶箱廻し」は一人で一体の人形を操りながら浄瑠璃を語ります。一体の人形は重いもので10kgになるものもあるとのこと。女性二人で二時間近く公演いただきましたが、まだまだ見ていたいと思うくらい魅了されました。

月末には北川農村舞台もありました。勘緑さんと清流座などの公演、太鼓と三味線の演奏が合わさってとても感動しました。

両日とも天候に恵まれ、貴重な伝統文化に触れることができました。

まちの安心を、  
守ります。



那賀警察署だより

平成26年11月  
那賀警察署  
Tel62-0110

### LINE等を悪用した成り済ましに 気をつけましょう！

LINEのアカウントを乗っ取り、友達に成り済まし、ウェブマネー（電子マネー）を騙し取ろうとする事案が全国で発生しています。

実際にウェブマネーを購入し、相手方に騙し取られる等の金銭的な被害も出ています。

このような犯罪に自分のアカウントを使用されないようユーザIDやパスワードの使い回しは危険ですので、SNSごとに設定して、こまめにパスワードの変更を行いましょう。



### 一人じゃない あなたに寄り添い 支える手

ひとりでお悩みではありませんか。

徳島県警察では、犯罪による被害のご相談を受けています。

ご家族やご友人が困っているときにもどうぞご利用ください。

あなたの勇気にこたえます。

#### ◆◆ 被害相談窓口のご案内 ◆◆

◆犯罪被害者相談・心のケア

☎088-656-8080（平日9:30～16:00）

◆子ども・女性を守る通報ダイヤル

☎088-623-6110（24時間受付）

◆徳島県警ホームページ

<http://www.police.pref.tokushima.jp>

### 児童虐待防止推進月間

【期 間】11月1日から11月30日までの間

全国では、児童虐待によって子どもの生命が奪われる等重大な事件が後を絶たない状況にあり、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重大な課題 となっています。

【相談電話】

●匿名通報ダイヤル 0120-924-839  
<http://www.tokumei.jp>

●児童相談所全国共通ダイヤル  
0570-064-000

●いじめホットライン 088-623-7324

●ヤングテレホン 088-625-8900

★緊急の場合には、最寄りの警察署または110番通報を！

### 9月中の那賀警察署管内 事件事故発生件数

人身事故	1件
物件事故	16件



### 那賀警察署長からのお知らせ

那賀警察署長 警視 大本 勝市

超高齢化社会の到来に伴い、高齢者が歩行中や自転車乗車中に被害者となる交通事故が増加しています。

徳島県警察では、高齢者の事故防止のために各般の施策を実施しています。この度、地元サポーターとして「自転車用ヘルメット着用推進委員」を委嘱して、高齢者の自転車用ヘルメット着用活動を地元の皆様とともに推進することとしました。

那賀町内からは、今回、鷲敷地区の地域の安全を守る会会員の

那賀町和食郷 松原 武志 さん 76歳

を自転車用ヘルメット着用推進委員として委嘱し、9月12日、那賀警察署で委嘱式を行いました。今後とも、県民の安全・安心を守るため、徳島県警察の活動にご理解とご協力をお願いします。

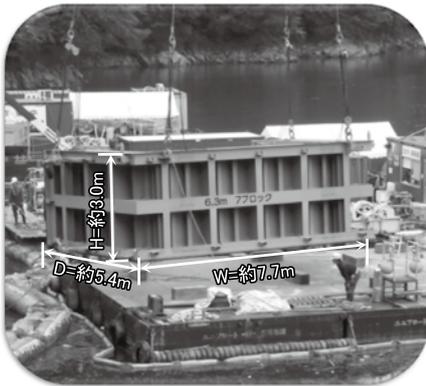


皆さんこんにちは、国土交通省那賀川河川事務所です。今回は『長安口ダム改造事業』についてお知らせいたします。

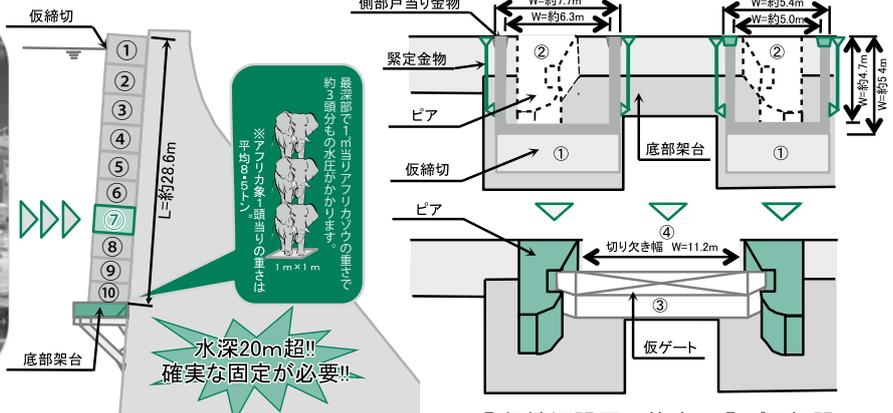
ダム本体を切り欠いてゲートを増設するには、水をせき止める必要があります。その水をせき止めるべく、湖面側に仮ゲートをもうける計画としています。

世界最大級の切削(W 11.2m×H 約29.1、W 11.2m×H 約26.8m)の工事をするためには仮ゲート(W 13.0m×H 約29.2m)も大きくなり、それを支えるピア(溝)部分も当然大きな物になります。

現在、一つ目の仮締切の設置が完了したところです。仮締切は、水深20mを越える箇所での水密を確保するために側戸当り金物や緊定金物などの工夫を凝らして、仮締切内部で安全にピアの工事を行うための準備を進めています。



仮締切りの部材は、1箇所当たり10段で構成されている。写真は最上段から6番目のブロック。



底部架台を基礎として仮締切を積み重ねて設置していきます。

①仮締切設置→抽水→②ピア打設→③仮ゲート設置→④ダム切削の順に工事を行います。

- 本コーナーに関するご意見は、下記までメール又はお葉書をお願いします。  
また、長安口ダム見学を希望される方は0884-66-0121(管理所)までご連絡下さい。  
長安口ダム管理所 〒771-5505 那賀町長安向イ22-1 E-mail nakaga70@skr.mlit.go.jp
- 長安口ダム見学会のお問い合わせは、0884-66-0121(長安口ダム管理所)までご連絡ください。
- 長安口ダム改造情報については、那賀川河川事務所ホームページ内の改造工事NOW (<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/dam/news/index.html>) で配信中です。



## 町内業者請負状況 (建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場相生庁舎にて閲覧することができます。  
【問い合わせ先】建設課・検査室 TEL 62-1167

契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
H26.10.1	平成26年度 県単林道事業 林道改良工事(大影浦線)	出羽	9,072,000	(有)永同
H26.10.2	平成26年度 県単治山事業 治山工事(岩倉地区)	岩倉	3,996,000	(株)新居組
H26.10.2	平成26年度 森林基盤整備事業 林道改築工事(中山南川線南川工区)	和食郷	17,960,400	八田建設(株)
H26.10.3	平成26年度 環境林整備事業(防災) 木頭北川地区	木頭北川	2,743,200	木頭森林組合
H26.10.3	平成26年度 環境林整備事業(防災) 海川地区	海川	4,676,400	木頭森林組合
H26.10.3	平成26年度 環境林整備事業(防災) 平谷地区	平谷	2,289,600	木頭森林組合
H26.10.3	平成26年度 環境林整備事業(防災) ソワ地区	川俣	5,594,400	フォレストワーク協同組合
H26.10.3	平成26年度 環境林整備事業(防災) 内山地区	内山	1,976,400	木頭森林組合
H26.10.3	平成25年度 民有林搬出間伐事業(立割2地区)	谷内	1,738,800	木頭森林組合
H26.10.3	平成25年度 民有林搬出間伐事業(播磨地区)	竹ヶ谷	4,320,000	木頭森林組合

# 那賀町総合型地域スポーツクラブ

## H26年度会員募集中

# 那賀よしクラブ

那賀よしクラブでは会員を募集しています。

会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。

また、会員がB & G体育館を使用したい時は施設使用料が無料になります。

年会費：1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,000円)

## 11月・12月のスポーツ教室

場所：鷲敷B&G海洋センター体育館

全教室無料体験実施中です！見学もOK！お気軽にご参加ください。

教室名	開催時間	教室名	開催時間
こども体操教室 毎週火曜日 (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です)	午後6時15分～7時15分	キッズダンス教室 毎月第1・3土曜日	午後6時～7時
ポールストレッチ 毎月第1・3火曜日	午前10時～11時	ポールストレッチ&ヨガ 毎月第1・3火曜日	午後7時30分～8時30分
ベーシックヨガ 毎週木曜日	午前10時～11時	リラクゼーションヨガ 毎週木曜日	午後7時30分～8時30分
気軽に運動教室《ナカスポ》 毎月第1、3火曜日、毎週木曜日	午前10時～11時	エアロビクス 毎月第2・4土曜日	午後8時～9時

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。

教室  
ピックアップ

## 「エアロビクス教室」

エアロビクスは有酸素運動の動きの中に、ストレッチや筋トレの要素も含んでおり、脂肪燃焼だけでなく、心肺機能や持久力の向上など総合的な効果が期待できます。

日頃、運動不足を感じている人、気分をリフレッシュしたい人、みんなで爽やかに体を動かそう！

なかなか続かない運動も、みんなで集まれば楽しく続けられるかも！

講師：亀井 淳子 先生



大人も子供も、みんな一緒に汗を流しましょう！



軽快な音楽に合わせてリズムカルに体を動かします。

☆各教室に参加をご希望の方は、2日前までに電話かファックスにてお申し込みください。  
☆対象は指定がない限り全年齢対象です。ただし、5歳未満のお子様は保護者同伴でご参加ください。

【お申込み・お問い合わせ】 那賀よしクラブ事務局(那賀町鷲敷B&G体育館内)  
TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573



スポーツ振興くじ助成事業

平成26年度

## 木頭ソフトバレーボール親善交流大会

平成26年10月5日(日)木頭体育館において、木頭ソフトバレーボール親善交流大会が開催されました。町内外から参加の計27チームによる白熱した試合に、あちらこちらで歓声があがっていました。また、チーム対抗賞品争奪戦やジャンケン大会でも大いに盛り上がりました。試合結果は次のとおりです。

### ●フリーの部

- Aブロック**
  - 〈優勝〉ウエスタンプラスA
  - 〈準優勝〉ANAN
  - 〈3位〉海川A
- Bブロック**
  - 〈優勝〉Impurity
  - 〈準優勝〉WoodHead
  - 〈3位〉EAGLE'I
- Cブロック**
  - 〈優勝〉ウエスタンプラスB
  - 〈準優勝〉木頭C
  - 〈3位〉海川B



### ●ゴールドの部

- 〈優勝〉日和佐SVC
- 〈準優勝〉もみじ川
- 〈3位〉ウエスタン



9月13日～9月14日

**第12回少年野球相生大会**

**優勝 相生クラブ**

**準優勝 鷺敷レッズ**

第12回少年野球相生大会が9月13日から2日間開催され、県内各地から14チームが参加、白熱した試合が繰り広げられました。

決勝戦は今年の徳島県少年野球3大会で優勝、準優勝を果たした強豪鷺敷レッズとの対戦となりました。今年のチームは幾度もベスト4まではいくものの、決勝進出がなく悔しい思いをしていました。しかし、最後の大会でようやく決勝進出を果たすと、決勝では中元君が値千金の逆転打を打ち初優勝！歓喜の涙で大会を終え有終の美を飾ることができました。

ご協力いただいた大会協賛者のみなさま、地域のみなさま、OB、おじいちゃん、おばあちゃん、応援団のみなさま本当にありがとうございました。今後とも変わらぬご指導、ご声援をよろしく願いいたします。



● 個人表彰 ●



最優秀選手賞  
陰野 勝悟  
(相生クラブ)



優秀選手賞  
森本 賢  
(相生クラブ)



優秀選手賞  
竹内 歩舞  
(鷺敷レッズ)

● 大会結果 ●

2回戦 相生クラブ 7-0 生比奈少年野球クラブ  
鷺敷レッズ 2-1 坂野ベアーズ

準決勝 鷺敷レッズ 6-2 新野東スポーツ少年団  
相生クラブ 5-3 檜洲少年野球チーム

決勝 相生クラブ 8-7 鷺敷レッズ

〈ジュニア交流戦〉

相生クラブジュニア 8-5 津乃峰スポーツ少年団ジュニア



未来に翔んで賞  
山川 正陽  
(相生クラブ)



未来に翔んで賞  
新居 郁弥  
(鷺敷レッズ)



未来に翔んで賞  
能登 雄大  
(相生クラブ)

那賀町体育協会相生支部  
第73回 ソフトテニス大会

平成26年9月30日(火)ソフトテニス大会を相生中学校テニスコートにて行いました。

6組が参加し、途中小雨の降る悪天候でしたが、参加者は最後の1球まで全力でプレーし、手に汗握る大会となりました。

優勝 手塚・記田(県民局B)  
準優勝 中崎・松永(県民局A)  
第3位 森江・圓谷(延野クラブ)



那賀町体育協会相生支部  
七地区対抗 Mix バレーボール大会

平成26年9月26日(金)に、那賀町体育協会相生支部七地区対抗Mixバレーボール大会が、相生体育館で行われました。

参加チームは4チームと少なかったですが、好プレー続出の熱気あふれた大会となりました。結果は右のとおりです。

優勝 平野1組  
準優勝 3組Mix  
3位 西 納  
4位 日野谷

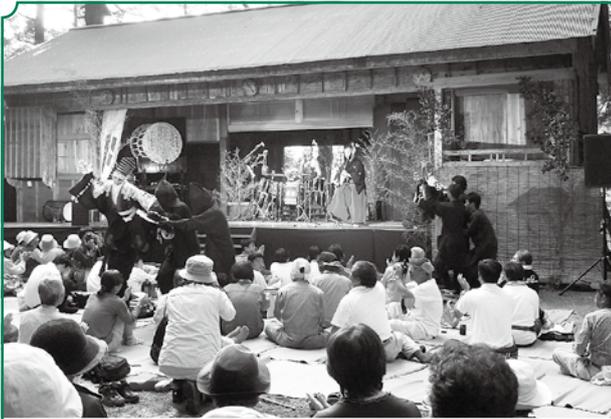


## 「奥木頭・風土に育まれて今」展 開催のお知らせ

平成26年11月10日（月）から11月24日（月）まで、徳島大学本部日亜会館ガレリア新蔵において、「奥木頭・風土に育まれて今」展を開催します。木頭地域のみなさんから集めたかつての写真や絵の展示、現在の取り組みを紹介します。また、期間中、8mmフィルム木馬映像等DVD上映も行います。（午前10時から午後5時まで ※初日のみ午後1時からの開場）

イベント開催日	時間	イベント内容
11月10日（月）	午後1時～	高ノ瀬のお餅プレゼント（※数量限定）
11月11日（火）	午前10時～ 午後5時	山村留学説明会（※100組限定 必ずプレゼント）

【お問い合わせ先】 奥木頭さとづくり協議会  
info@zivasan.com（担当：玄番）



## 北川舞台公演が開催されました

9月28日、那賀町木頭北川の八幡神社舞台において人形浄瑠璃公演（北川舞台実行委員会・町農村舞台再生協議会主催）が開催され県内外から約250人が訪れました。

実行委員会の公演成功祈願が天につうじ当日は青空一面の晴天となりました。

木偶舎による「寿二人三番叟」のあと、地元丹生谷清流座による「仮名手本忠臣蔵 二つ玉の段」、とくしま座の「えびす舞」と続き後半は、三好市出身の文楽人形遣い勘緑さん・和太鼓奏者の響道宴さん、津軽三味線奏者の山中信人さんで結成した「和楽器ユニット」が登場。軽快な三味線と太鼓に人形がからむ即興の演技を繰り広げました。

会場は感動に包まれ、来場者から大きな拍手を頂きました。

### 相生文化協会民謡部

## 第22回徳島県民謡大賞で 米田くん敢闘賞受賞!

(相生小学校3年)

## 祖谷の粉ひき節日本一大会で 米田さん準優勝!

平成26年9月7日、徳島市文化センターで開催された第22回徳島県民謡大賞の本選に出場した米田安里くん（相生小学校3年）が、「淀川三十石船舟唄」で、見事、敢闘賞（第3位）を受賞しました。この大会は、今年6月に行われた予選会（79名）で選出された14名の決勝進出者の中から徳島県の民謡チャンピオンを決める大会で、小学生の3位入賞は大会至上初めてのことでした。

また、平成26年10月4～5日、東祖谷歴史民俗資料館で開催された祖谷の粉ひき節日本一大会において、米田美知子さんが準優勝を受賞しました。西は宮崎県、北は北海道から参加した80名の中から、コロンビアミュージック統括プロデューサーの審査を受け受賞者が選出されました。

相生文化協会民謡部では、全国各地の大会に出場し、入賞者が出ており、今後の活躍が期待されます。目指すは、日本一!





自然へのまなざし — 大久保英治×梅田俊作×米津 光 —

11月30日(日)まで

休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）  
入館料：一般（高校生以上）540円 中学生以下 無料

美術館では自然をテーマにした3名の作家による企画展を開催しています。那賀町産の間伐材や石を使った大久保英治氏（ランドアーティスト 大阪在住）による立体作品をはじめ、落葉や野菜などを写し取った梅田俊作氏（絵本作家 美波町在住）による平面作品、静寂な風景を切り取った米津 光氏（写真家 徳島市在住）の写真作品など、三者三様に表現された自然感をどうぞご覧下さい。

また、隣接する森林公園で開催中の「森 art なか 2014」では大久保氏、梅田氏、黒蔵壮氏（彫刻家）などの作品を展示しています。ご一緒にどうぞ鑑賞下さい。



大久保英治「石の音」

◇ミュージアムコンサート「古楽器の響き」 11月30日(日)午後2時開演

出演：A w a 古楽コンサート

庄野龍夫(リコーダー、オカリナetc)/ 香川雅代(フラウト・トラヴェルソ)/ 庄野孝子(ヴィオラ・ダ・ガンバ)  
近藤 泉(ボーカル、リュート)/ 秋山裕子(チェンバロ)

実技講座 参加者募集！

◇木版画実技講座「年賀状を作ろう」 11月23日(日)午前10時～午後4時

講 師：平木美鶴（日本版画協会会員・徳島大学教授）  
参加費：500円

定 員：20名（先着順 小学4年生以上可）11月18日申込締切  
お申し込み：相生森林美術館まで

講座のお知らせ

童謡を歌う会講座 11月30日(日) 午前10時～12時

休館日のお知らせ

展示替えのため、12月2日(火)～5日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

※美術館利用・講座等のお申込みについては・・・ 相生森林美術館（62-1117）まで

木頭図書館だより

新着本を紹介します



★子ども向け

- ・かえってきたへんしんトンネル あきやまただし
- ・んぶんふなめこ絵本 さいこうのスープ トモコ=ガルシア
- ・ええことするのは、ええもんや！ 福田 岩緒
- ・かがみのなか 樋口 佳絵
- ・冒険！発見！大迷路 妖怪大決戦 原裕朗&パースデイ
- ・トム・ゲイツ ステキないいわけ L・ピーション
- ・目と目薬のひみつ 山口 育孝

★一般向け

- ・孤独の力 五木 寛之
- ・里山シンプル生活 位田めぐみ
- ・大人でも身長が伸びる！やせる！背伸ばし体操 清水 真
- ・峠みち 阿波の峠を歩く会
- ・杉下右京のアリバイ 碓 卯人
- ・ねじまき片想い 柚木 麻子
- ・いそぶえ 谷村 志穂

(※この他にも新着本届いています。)

■ 木頭図書館 電話 68-2226 IP050-8800-6011  
FAX0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日（5月4日を除く）  
【開館時間】9:30～18:00（土曜日は17:00まで）  
※1人10冊まで。貸出期間2週間です。

■ 鷲敷図書室 IP050-8808-5555

【休室日】月曜・火曜  
【開室時間】9:00～12:00、13:00～16:00  
※木頭図書館の本も貸出できます。



上那賀地区のみなさんへ

(問い合わせ先) 環境課 TEL 62-1192

12月の大型ゴミの受付は**11月末**までです！

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月末までです。  
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

今月の **納期**



税金はみんなのくらしを支えます。

◆ **固定資産税** (第4期分)

◆ **国民健康保険税** (第5期分)

【納期限】

平成26年12月1日(月)

納期限内の納付をお願いします。

【税務課】 TEL62-1182

**木材市況**

第555回市《相生共販所》 H26.9.17開催

●売上数量 1,151㎡ (313,359才)

樹種	長さ	径 級	平均単価
杉	3m	~11	150円/本
		12~13	7,000円/㎡
		14~16	12,000円/㎡
	4m	18~22	14,000円/㎡
		~8	230円/本
		9~13	8,000円/㎡
桧	3m	14~16	10,000円/㎡
		18~32	16,000円/㎡
		~11	140円/本
	4m	12~13	6,500円/㎡
		14~16	15,000円/㎡
		18~22	16,000円/㎡
		~8	210円/本
		9~13	8,000円/㎡
		14~16	16,000円/㎡
	18~22	16,000円/㎡	

**11月の行政相談開設日**

11月の行政相談を次のとおり行います。  
相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

開催日時	相談所	相談委員
11月26日(水) 9時30分~12時	地域交流センター	吉原桂子委員
11月26日(水) 10時~12時	日野谷友愛館	田中恒弘委員
11月20日(木) 10時~12時	上那賀支所町民サロン	早山公昭委員

**12月の人権相談**

相談は無料で秘密は固く守られます。  
お気軽にご相談ください。

- ◆ **相談日** 12月8日(月) 10:00~12:00
- ◆ **相談場所** 地域交流センター、相生老人福祉センター、平谷福祉センター、木沢支所、木頭文化会館
- ◆ **出席委員** 全委員(各地区2名ずつ)



ひまわりは人権の花です

**短歌**

老の身に きびしき酷暑  
去りゆきて 初秋の気配  
肌にとどける  
近藤 美代

何時 誰がどんな災難  
受けるやら 明日分らぬ  
虚しさ思う  
西原 貞子

台風にも 根割れ先折れ続出す  
原種の生命力に 頼るほかなし  
大沢 善和

食べ頃の冷たさを知るママの腕  
大西智恵子

旅行明け冷凍ごはんチンと鳴る  
岡 ミヤノ

冷酒で口をうるおし食談義  
西村マサエ

つるぎ連峰秋の水音連れて来る  
大石スミ子

捨て石になる覚悟持つ大理石  
大建 桜子

**川柳**

# 丹生谷交通安全協会各分会活動報告



平成26年9月21日～平成26年9月30日において秋の全国交通安全運動が全国的に行われました。この前後に交通安全の啓発活動を各分会において行いました。



**鷲敷分会活動 9月30日(火)**  
セブンイレブン鷲敷店にて街頭キャンペーン  
参加者数120人



**上那賀分会活動 9月26日(金)**  
平谷1号橋にて街頭キャンペーン  
平谷周辺鼓笛隊パレード  
参加者数50人



**木頭分会活動 9月24日(水)**  
木頭和無田の国道  
木頭分会会員等による交通安全の呼びかけ  
参加者数27人



**相生分会活動 9月30日(火)**  
園児と共に『交通安全』をアピールし、  
交通マナーの徹底を呼びかけ  
参加者数30人

**交通ルールを守り、悲惨な交通事故をなくしましょう。今後とも皆様のご協力をお願いします。**

## 今月も元気に開催！ 11月23日開催！ なかなか帯

道の駅「鷲の里」にて (太龍寺ロープウェイ)  
※12月はお休みのため、年内最後になります。  
地域再生塾丹生谷応援団

## 辺川神社農村舞台公演について

悪天候により延期しました舞台公演を次のとおり開催します。是非お越しください。

- とき 平成26年11月23日(日) 午後1時開演(正午開場)
- ところ 辺川神社境内辺川農村舞台 (那賀町平野字中原11番)

発行・編集 那賀町企画情報課

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1  
TEL(0884)62-1184 FAX(0884)62-1177

印刷 福山印刷(株)



ゆうと 山住 悠十くん  
和食郷(鷲敷)



こうた 新田 倅大くん  
中山(鷲敷)



やまと 藤長 大和くん  
横石(相生)

1歳になるお子様の写真を募集しています。ご提供いただいた写真は広報、CATVにて掲載、放送いたします。ご質問、写真のご提供は下記までお願いします。

【お問い合わせ先】  
那賀町ケーブルテレビ  
TEL 64-1123

（山井 口上 京 彩門 徳島市）  
（日佐 裏木 さおり 谷内(相生)）  
（西塚 森 貴 教昭 坂州(木沢) 高知県）  
（堤 森 貴 教昭 坂州(木沢) 高知県）

ご結婚おめでとう

森 浩子(二女) 美彩咲(鷲敷) 小仁宇  
小川 謙作(長女) 実結(阿井) 阿井  
株田 崇史(二女) 樹里(相生) 相生  
佐々木 蒼生(長男) 悠希(延野) 延野

戸籍の窓  
お誕生おめでとう

※注意  
広報掲載については、現在那賀町へ届出された方、及び掲載希望申し出によるものを掲載しております。他市町村へ届出された方で掲載をご希望の方は戸籍係までお申し出ください。

龍田 幸男	勝浦 右門	丹生 道子	中田イシノ	小森ハツコ	和田 勝彦	中山 善則	清崎 萬壽紘	土井 邦夫	西岡 輝幸	谷崎 照夫	武田 政雄	山田 利行	西田 善好
81歳	86歳	95歳	79歳	90歳	45歳	90歳	70歳	94歳	68歳	78歳	78歳	87歳	92歳
中山	和食	仁宇	日浦	大久保	延野	中山	中山	和食	坂州	雄	百合	平谷	日浦
(鷲敷)	(鷲敷)	(鷲敷)	(相生)	(相生)	(相生)	(鷲敷)	(鷲敷)	(鷲敷)	(木沢)	(相生)	(鷲敷)	(上那賀)	(相生)

お悔やみ申し上げます